官報

号外

国会会議録

令和八年七月十七日

○国会第二百二十一回

参議院会議録第三十号

令和八年七月十七日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第三十号

令和八年七月十七日

午前十時開議

第一　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆議院提出）

第五　電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　皇室典範等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。

日程第一　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川克巳君登壇、拍手〕

○小川克巳君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ヒト胚又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを原則として禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための指針を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、規制対象となるゲノム編集技術等の範囲、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する指針の策定手続、今後のヒト胚又はヒト生殖細胞に対するゲノム編集技術等の利用の在り方等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三

賛成　二百三十八

反対　五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　**日程第二　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案**

日程第三　種苗法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤木眞也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤木眞也君登壇、拍手〕

○藤木眞也君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案は、高温や病害虫に強く、単収が多いなどの特徴を有する重要品種の育成、普及に継続的かつ安定的に取り組むための措置を講じようとするものです。

次に、種苗法の一部を改正する法律案は、育成者権の保護の強化及びその円滑な行使の確保のための措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、両法律案に加え、舟山康江君外四名発議の主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、重要品種の育成等に向けた支援の在り方、優良品種の海外流出防止策、主要農作物の品種育成を国が直接支援する必要性等について質疑が行われました。

両法律案の質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩渕委員より両法律案に反対、国民民主党・新緑風会を代表してかごしま理事より両法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三

賛成　二百二十七

反対　十六

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第四　国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長北村経夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊等する行為についての処罰規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員松野博一君より趣旨説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、前提となる立法事実の有無、対象となる保護法益、政治的表現等に対する萎縮効果、罪刑法定主義の明確性の観点からの具体的な処罰事例等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・無所属の塩村委員より反対、国民民主党・新緑風会の堂込理事より賛成、公明党の窪田委員より反対、参政党の大津委員より賛成、日本共産党の大門委員及びれいわ新選組の伊勢崎委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。塩村あやか君。

〔塩村あやか君登壇、拍手〕

○塩村あやか君　立憲民主・無所属の塩村あやかです。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました国旗の損壊等の処罰に関する法律案に対し、断固反対の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げます。

私も、我が国の国旗を大切に思う一人です。国旗を尊重する思いや国民感情は尊いものであり、尊重されるべき価値があります。しかし、だからこそ私は、国家の強権たる刑事罰をもってそれを国民に強制し、縛り付けようとする本法案に、断固として反対をするのです。

本法案は、既存の器物損壊罪等とは異なり、自己所有の国旗を損壊する行為をも対象とし、国民感情という抽象的な法益を刑罰で保護しようとするものです。

しかし、これを刑事罰をもって強制する本法案は、憲法が保障する基本的人権を根底から揺るがす極めて危険な悪法であり、刑法学者ら百四十人を超える専門家や、約三十もの実務、宗教、表現、人権団体から反対声明や撤回要求が提出されている事実こそが、この異常性を物語っています。

先日の参考人質疑では、憲法学者お二方から違憲性について決定的な指摘がなされました。神戸大学の木下昌彦教授は、国旗の損壊は特定の主義主張を伝達する象徴的言論であり、表現の自由の核心であると指摘をされました。これを処罰することは、正当な言論活動に深刻な萎縮効果をもたらします。木下教授は、他人の宗教的行為が不快であっても法的保護には値しないとした最高裁の自衛官合祀事件判決を引き、不快な気持ちは表現の自由を保障する憲法の下では受忍限度内であると明言をされました。

さらに、国民感情を保護法益とし、不快感や嫌悪感を理由に国旗損壊を処罰する先進民主国は見当たらないと強く指摘をされています。仮に本法が合憲とされるのであれば、これまでの憲法理解が根本から覆り、憲法現象としては憲法改正と同じ意味を持つとの警告を、我々は厳粛に受け止めるべきです。

また、本法案は、刑罰法規として不可欠な明確性を致命的に欠いています。発議者は、政治的抗議であってほかに手段がない場合は違法性が阻却されると説明しますが、そもそも警察の取締りや逮捕は行為の外形に基づいて行われます。一瞬の現場で、行為者の内心の政治的信念やほかの手段の有無を客観的に判断できるはずもありません。

この基準の曖昧さは、実務上、極めて深刻な混乱と人権侵害をもたらします。本罪は非親告罪であるため、デモの現場などで、対立をする市民を現行犯逮捕することが可能になります。私人逮捕です。専門家や裁判官ですら判断が困難な、どこからが罪になり、何が免罪されるのかという判断を現場の一市民に委ねれば、主観的な正義感や愛国心を暴走させた市民同士が実力を行使し、物理的な衝突や不当な身体拘束を誘発しかねません。結局、曖昧な基準で広く網を掛けて恣意的に逮捕し、後から内心を取り調べるやり方は、中央大学の橋本基弘教授が批判をした後出しじゃんけん的な解釈を許す法規であり、法の支配の全面否定です。

国旗の損壊は、歴史的に人々が国家権力への抵抗や差別を糾弾するために用いてきた最も強い政治的表現の一つであります。この歴史的文脈を無視し、方法の規制という建前で、政府への抗議メッセージそのものを狙い撃ちにして取り締まる本法案は、橋本教授が警告をしたとおり、日本国憲法史上初めて政府批判を禁止する法律になり得る、極めて危険な本質を隠し持っています。

ここで、発議者が主張する国民感情という保護法益の欺瞞に満ちた二重基準についても指摘をしておかなければなりません。

平和や主権在民の象徴であるべき我が国の国旗

が、他者を排斥するヘイトスピーチや人種差別デモの象徴として街頭で悪用されている現実こそ、国旗を真に大切に思う多くの国民が最も心を痛めている状況ではありませんか。具体的かつ深刻な実害を伴うヘイトスピーチの刑事処罰化に対しては、我が国は表現の自由への配慮を理由に、人種差別撤廃条約の処罰義務に留保を一貫して付してきました。それにもかかわらず、国旗への抗議がもたらす抽象的な不快感情にはいとも簡単に刑事罰を導入し、実害のあるヘイトスピーチは放置して、国家への抗議行動だけを狙い撃ちにしています。この極端な二重基準こそ、本法案が国民感情の保護という名目を借りた実質的な言論への介入にほかならないことを客観的に証明しているのではないでしょうか。

　発議会派のアンバランスの是正や諸外国にも例があるという主張も、不誠実な詭弁です。外国国章損壊罪の保護法益は、外交作用の円滑、安全という国家的法益にあり、国民感情の保護など一切含まれていません。全く次元の異なるものを同列に扱う、明らかなすり替えです。

　さらに、諸外国にもあると強弁しますが、都合のいい国だけを並べ、先進民主主義国の実態を隠すのは欺瞞です。自由民主主義の盟主アメリカでは、連邦最高裁判所が、国旗を焼く行為は憲法で保護されるべき象徴的言論であるとして、これを処罰する法律を明確に違憲としています。スウェーデンは、表現の自由を重視し、既に自国の国旗損壊罪を廃止しました。イギリスやデンマーク、カナダには、そもそも処罰をする法律自体が存在しません。カナダでは、過去に法案が提出されたものの、基本的人権を脅かすものとして実質的な審議すら行われず、第一読会止まり。つまり、これはつるしが下りず、門前払いにされて葬り去られています。

　法規が存在をするドイツ、イタリア、フランス、韓国などには、ナチスの独裁への反省や植民地支配からの独立など、国家体制そのものが転換されたという切実な歴史的経緯が存在し、自らが命懸けで獲得をした憲法秩序そのものを守るために法を定めています。不快に思う多数派の国民感情という曖昧なものを刑罰で守ろうとする我が国とは前提が根本的に異なります。

　安全保障を大義名分にする認知戦への抵抗という主張も論理破綻をしており、むしろ逆効果です。認知戦の狙いは社会分断の激化であり、この法案を強行して表現の自由を弾圧し、国論を二分すること自体が他国の思うつぼです。また、現代の認知戦の主戦場はデジタル空間の偽情報であり、自国民を刑罰で縛ったところで、他国がＡＩ等で作成をするフェイク動画の拡散を防ぐことはできません。真に対抗する力とは、多様な言論が保障された強靭な民主主義社会を築くことです。

　極め付けは、法案発議者である日本維新の会の阿部圭史衆議院議員の答弁によって図らずも露呈をした、本法案の透け見える本音です。阿部議員は、衆議院内閣委員会において、政治家としての答弁と前提の下、愛国心も醸成されていくのではないかと発議者席で答弁をしました。発議者自らの答弁は、個人の感想などではなく、この法案がもたらす実質な影響そのものではないでしょうか。これは内心の自由を揺るがしかねず、刑事罰を背景に特定の価値観を浸透させようとする意図が図らずも示されたものと受け止めざるを得ません。

　更に重大なのは、野党が内心の自由を侵害するおそれがあるとして答弁の撤回を強く求めたにもかかわらず、発議者である阿部議員がこれに一切応じなかったことです。この撤回拒否の姿勢こそ、あの一言がまさに発議者の本音であり、この法案の真実を雄弁に物語っているのではないでしょうか。

　これでは、刑事罰という国家権力を背景に、国民に特定の思想や信条、あるいは国旗への敬意を事実上求める法案ではないかとの懸念が深まるばかりです。

　愛国心とは、国家が個人を尊重し、自由を保障することによって、国民の中から自然に、そして自発的に湧き出てくるものです。刑罰の制裁の下に愛せと強制をすることは、健全な政府批判を封じることであり、民主主義と立憲主義の否定にほかなりません。刑法の体系を無視し、法制審議会の手続すら踏まず、表現の自由を数の力で強行制約をしようとする本法案は、国会議員の使命に完全に背く暴挙です。

　私たち国会議員の使命は、先人が多大な犠牲の末に獲得をした日本国憲法を擁護し、国民一人一人が尊重され、国旗が万人から自発的に愛される平和な社会を守り抜くことであって、刑罰の下に国旗への敬意を強制することではありません。

　良識ある議員各位の賛同、そして本法案への断固たる反対を強く皆様に求め、私の反対討論といたします。

　御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　堂込麻紀子君。

〔堂込麻紀子君登壇、拍手〕

○堂込麻紀子君　国民民主党・新緑風会の堂込麻紀子です。

　会派を代表して、国旗の損壊等の処罰に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

　初めに、法案提出の起点となった自民党、日本維新の会の会派として、なぜ討論をなされないのでしょうか。一言を申し上げて、討論に入ります。

　まず、我が党は、日本の国旗は守るべきであるという基本的な認識を有している、有しているところであります。また、国民の声としても、国旗損壊罪の創設に係る世論調査の結果を見ますと、令和八年六月の時事通信の調査においては、賛成五六・七％、反対二〇・九％、また同月の産経新聞社とＦＮＮの合同調査においても、賛成五六・九％、反対三四・九％と、いずれも過半数が賛成の回答をしているということから、多くの国民からも要請をなされているものと受け止めております。また、地方議会からの意見書につきましても、国旗損壊罪法の早期創設を求めるとして寄せられているものと承知をしております。

　しかしながら、当初、自民党、日本維新の会が法案化したものは、国民の内心の自由及び表現の自由を侵害するおそれがあるほか、罪刑法定主義の観点からも問題がある等の懸念が明らかでした。

　今回の国民民主党が賛成をした前提は、これらの懸念を踏まえ、数の力で押し切り法案が可決されることを批判するだけではなく、充実した協議により懸念の解消に努めることを選択し、課題については修正することとしたからです。

　以下、その対応と修正がなされた点を挙げ、賛成の理由を申し述べます。

　一つ目は、与党から提案のあった法律案について、国旗の損壊行為を処罰の対象とするだけではなく、国旗の損壊している様子を事後的に配信するという配信行為にまで処罰対象が及んでおりました。しかしながら、この配信行為の処罰対象は、これまでの表現の自由を大きく侵害するおそれがあるものであり、我が党の求めにより全面的に削除とすることができたからです。

　二つ目は、憲法第三十一条を根拠とする罪刑法定主義の明確性の原則の観点から、何が罪で何が罪でないのか分かりにくいという点については、

三年後の見直し規定を設けることにより、実施の状況を踏まえて、将来的に罪刑法定主義を更に担保していくこととしたものに加え、国民民主党が本法律案の共同提出者として加わることで、立法者として、質疑の中で、何が処罰の対象となるのかならないのか、具体的事例を示しながら、裁判規範となるよう答弁を行うことにより、その外縁を画していくこととしました。つまり、我が党は、責任ある野党として、憲法上の権利、自由を守る観点から、法文の修正協議に加わることに自ら懸念に対する説明責任を負うということでこの歯止めを掛けていく、その役割を果たしたと考えるからです。

三つ目に、衆参両院の質疑を通して、国民民主党は、本法律案で創設する国旗損壊罪に該当し得る例や、逆に基本的に処罰対象にならないのではないかという行為について、具体例をお示しすることに努めてまいりました。国会の場で法案提出者が一定の例示を示したことの意義は大きいと考えます。

そのほかにも、国旗損壊罪の客体となる国旗には何が該当するのか、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法とは誰が判断をするのか、第二条第一項の公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者について、公然とはどのような状況を指し、損壊、除去、汚損とはどのような行為を指すのか、表現内容ではなく、行為の外形等で判断するとはどういうことを意味するのかなど、様々な観点から本法律案の趣旨や処罰対象を明確にすることにより、国民の皆様に対して、どのような法律なのか理解を深めていただけるよう、質疑と答弁を重ね、議事録に残したからです。

その上で、七月十四日に行われた参考人質疑において、賛成の立場である参考人からは、現代では、ＳＮＳを通じ、相手国社会の分断をあおり、国民の相互不信、これを増幅させる認知戦、影響力工作が平素から行われており、国旗を公然と損壊する画像、映像がこの認知戦においては極めて有効な弾薬となるとした上で、立法事実とは、件数だけではなく、行為が社会に及ぼす影響の大きさも勘案して評価されるべきもので、国旗損壊行為に関して、発生がまれでも一度起これば影響が甚大であるとし、さらには、ＳＮＳ時代には、国旗への多様な思い、多様な感情を抱く国民は増幅されるために、これまで以上に事前に国旗をめぐる自由の境界を明示すること、これは国家のリスクマネジメントとして当然の要請であるとの意見が示されました。今、そしてこれからの社会を迎える上でも、本法律案の意義はあるのだと考えます。

一方で、本法律案に慎重な立場の委員や参考人などからも、依然として曖昧さや憲法上の懸念が残るといった厳しい御指摘もいただいているというところでございます。これらは、法案提出者となった我が党としても真摯に、そして誠実に受け止め、この必要があると考えます。

また、実際の運用状況や施行後に社会に与える影響などについても課題が生じることも考えられます。本法律案では、国民民主党の要望で三年後見直しの規定が掲げられていることから、政府には、国旗損壊の発生状況や運用上の課題を整理した上で、罪刑法定主義や表現の自由など、憲法上の懸念などが今以上にクリアになるよう必要な措置が速やかにとられることを望みます。

最後に、参議院内閣委員会で付された附帯決議では、政府は、国旗の使用への萎縮効果等を生じさせないよう、国旗損壊罪の客体に該当するものやアニメ、漫画、ゲーム、生成ＡＩによる制作物といった客体に該当しないものをできる限り具体的に示すこと等を通じ、国民に対する本法の趣旨及び内容の周知に努めることという旨、国民の周知に関するものなど、本法律案の運用に関する重要な事項について記載がなされました。

政府においては、こうした事項を始めとする衆参の内閣委員会で付された附帯決議にも十分配意をいただき、適切に本法律案を運用することが求められるということを申し上げ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　窪田哲也君。

〔窪田哲也君登壇、拍手〕

○窪田哲也君　公明党の窪田哲也です。

会派を代表して、国旗損壊処罰法案に反対の立場から討論いたします。

私は、国旗を心から大切に思う一人です。しかし、国旗を傷つける行為に刑罰を科さねばならないような根拠は乏しく、法案は不要と考えます。本来、人に刑罰を科すような重い法案は、法制審議会で徹底的に議論し、閣法として国会提出され、正常かつ慎重、十分な国会審議を経て成立されるべきものです。

以下、主に十点にわたり、反対理由を述べます。

一、そもそも刑罰は、国家による最も強い権力行使であり、極めて慎重であるべきです。他の手段で利益を守れない場合に限り、最終手段として必要最小限で用いるべきです。法案は国旗を大切に思う国民感情の保護を目的としていますが、法益を保護するために教育を通じて国旗の意義を国民に涵養していくなど、刑罰以外の方法があると考えます。

二、それでもあえて刑罰を設けようとする以上、明白な立法事実が必要なのは言うまでもありません。ところが、今、国旗が損壊される事例がどれほど起きているのでしょう。提案者が示した事例は、いずれも他人所有の国旗の損壊であり、器物損壊罪で罰せられます。立法事実はないのです。

そこで、提案者は、将来に向けた予防的立法事実と説明します。しかし、将来、国旗を損壊する行為が社会に広がるような蓋然性はあるのでしょうか。提案者は、海外で国旗損壊が多発しており、そうした動きがＳＮＳを通じて国内に伝わることを危惧しますが、説得力に乏しいと言わざるを得ません。

四、あらかじめ刑罰を科される犯罪行為を法律で定めておくという罪刑法定主義からも問題があります。人に著しく不快又は嫌悪の情を抱かせるとは何か。不快や嫌悪は極めて主観的な感情であり、何が処罰対象になるのかはっきりしません。条文上、罰則となる対象行為を明確に示せていないのです。

五、国旗損壊に嫌悪感を抱く人は確かに少なくありません。一方で、洋の東西を問わず、政府への抗議を表明するために国旗を燃やすなどの行為が行われてきたのも事実です。それを刑罰で抑え込もうとするのは、憲法が保障する表現の自由や思想、良心の自由に反します。

六、芸術的表現との線引きも明確でありません。例えば、現代アートの世界は、表現として社会問題を扱うケースが多く見られます。表現の自由に対する萎縮効果は否めないのです。

七、国連自由権規約委員会も、表現の自由の観点から、愛国心や国家の象徴に対する冒涜、不快な発言を刑事罰の対象にするのは許されないとの立場です。我が国は自由権規約の批准国ですが、規約の内容と相入れません。

八、国旗・国歌法制定時の尊重義務化をめぐる議論で、当時の小渕政権は、処罰をもって強制することが適当かという根本的な問題があるとの答

弁書を閣議決定した経緯があります。法案は、尊重義務化を否定した過去の政府方針にも真っ向から反対するのです。

九、提案者は、外国国章損壊罪はあるが、自国の国旗損壊罪がないことのアンバランス解消を提案理由に挙げます。しかし、外国国章損壊罪の保護法益は我が国の外交上の国益であり、守るべき法益が釣り合っておらず、かつ、本法案は自己所有も処罰対象となるなど、新たなアンバランスを誕生させたことになります。

我が国は、明治四十年以来、刑罰を用いずとも自国国旗を大切にする一方、刑罰を用いてまで外国国旗を大切にしてきた歴史があります。これは、アンバランスどころか、我が国の誇るべき礼節の国柄だと私は感じます。

十、我が国では、これまで、公然と国旗を損壊するような行為は極めて限定的でした。多くの国民は、国旗に親しみを持ち、大切にしてきたのです。ところが、法案によって、国民が自然に尊重してきた対象が、処罰を用いて国民を威嚇する権威の象徴となってしまうのではないでしょうか。

以上が、主な、主な反対理由です。

今、ＳＮＳなどを通じて、国旗損壊の限界事例を試すような動きが起きています。本法案が逆に国旗をおとしめるような動きを誘発した事実を重く受け止めるべきであると訴え、国旗損壊処罰法案に対する反対討論とします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　梅村みずほ君。

〔梅村みずほ君登壇、拍手〕

○梅村みずほ君　参政党の梅村みずほです。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました国旗の損壊等の処罰に関する法律案に賛成の立場から討論いたします。

国旗とは、その国が歩んできた歴史、先人が守り育み、現代へ受け継がれてきた伝統や文化、その国に生きる人々の象徴でもあります。

オリンピックのメダリストたちが、掲揚される国旗を涙とともに見上げるのはなぜでしょうか。国の代表選手として選ばれ、国民の期待を背負い、国旗を持って送り出され、国旗を振って応援され、国のプライドを懸けて戦い、長年にわたる苦労の日々の終着点として自国の旗が掲揚される瞬間を何度も夢見てきたからではないでしょうか。

また、外国から要人を迎えるとき、私たちは、日の丸と相手国の国旗を並べ、時には二本の旗を交差して掲げます。それは、単なる会場の装飾ではありません。国旗を通じて、その国の歴史、文化、国家、そして国民に対する敬意を表しているのです。

国と国との間には、時として深刻な意見の対立があります。外交関係が緊迫することもあります。価値観が大きく異なる国もあります。しかし、どれほど意見が違っても、相手国の国旗を焼き、引き裂き、踏みにじることは慎む、それが国家間における最低限の礼節、国際儀礼であります。だからこそ、我が国は、明治四十年の現行刑法制定時から、刑法第九十二条に外国国章損壊罪を置いてきました。

私たちは、中国の国旗を汚すことを許しません。北朝鮮の国旗を引き裂くことを許しません。アメリカの国旗を、フィリピンの国旗を、フィンランドの国旗を、韓国の国旗を、そして世界のいかなる国の国旗であっても、みだりに踏みにじることを是としません。なぜなら、国旗を侮辱することは、その国家の尊厳を傷つけ、その旗を大切に思う国民の心を傷つける行為だからです。

国家の主権と尊厳を守り、この国を築いてくださった先人に感謝し、世界に大調和をもたらさんとする参政党が、国政政党として初めて国会へ提出した議員立法が、まさに日本国国章損壊罪を創設する刑法改正案でありました。そもそも、その意味で本日の議論は私たちに、その意味で、本日の議論は私たちにとって特別な重みを持っています。そもそも、今日に至るまで、我が国の国旗に対してのみ、どれだけ汚されようが、引き裂かれようが、燃やされようが、自己所有の場合であれば許されてきたということ自体が公平性を欠いていました。

主要国においても、自国国旗の損壊等に対する罰則を設けている国は多く、外国旗への損壊等に対してのみ罰則を設け、自分たちの国旗のみ保護されていないのは我が国だけでありました。各種世論調査においても、国旗損壊罪の創設を支持する意見が反対を大きく上回っているのは、多くの国民が日の丸を大切にしてほしいと願っていることの表れです。

外国国章損壊罪は外国との友好関係を保護する趣旨を持つ規定であり、日本の国旗が損壊されても外交上の問題にはなり得ないとする言説がありますが、そんなことはありません。仮に、特定の国籍の者が集団で日の丸を引き裂き、その映像を世界へ発信するような行為が繰り返されたならば、我が国の対外関係に何らかの影響を及ぼさないとも限らないのです。

外国の国旗には敬意を払いなさい、しかし日章旗に何をされても日本だけは耐えなさい、そのような一方的な寛容を美徳と呼んではなりません。自国の尊厳を大切にできる者であってこそ、他国の尊厳にも真に敬意を払うことができるのであり、立法府として明確な規範意思を示す必要があります。

表現の自由を侵害するのではないかとの言説がありますが、もちろん、表現の自由は民主主義を支える極めて重要な権利であり、政府や政党、政策に反対する自由も最大限尊重されなければなりません。しかし、自由や権利は他者の自由と権利を尊重し合うことによって成り立つものであり、表現の自由もまた、国旗を大切に思う多くの国民の思いや人格的利益と調和しながら保障されるべき権利であります。

この法律自体が違憲である可能性を指摘する声もありますが、外国国章損壊罪に違憲論はなく、そうであるならば、日章旗についてのみ違憲とされることもないはずです。

とはいえ、アメリカでは、表現の自由を保障する合衆国憲法との関係で国旗保護法の適用を違憲とした連邦最高裁判所判決があります。もし、この法律が成立した暁に日本の最高裁において違憲判決が出されるようなことがあるのならば、そのときはドイツのように国旗を日本国憲法において定めることも一つの解決策となり得るでしょう。ドイツでは憲法に国旗が規定され、国旗保護は、国民感情や物の保護ではなく、国家の存立と憲法秩序を守ることとみなされるのです。

その場合であっても、当然に思想や信条、芸術や政治的言論そのものを罰する法律は許されず、罰則の対象は、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為に限定されなければなりません。さらに、その判断に当たっては、行為の態様や周囲の状況など客観的事情を総合的に考慮し、憲法上の自由と権利を不当に侵害しないように配慮することが重要です。大切なのは、社会通念に照らし、独り善がりな主張ではない客観性において正当な表現と認められるかということです。

その意味において、昨年夏の参議院選挙以降、参政党の街頭演説等で掲げられてきた大きなバツ

印を付けた日の丸は許されるものではありませんでした。参政党の政策に反対することは自由です。個人の政治家を批判することも自由です。それならば、堂々と言論で対抗すればよい。視覚的に意思を表したいのであれば、参政党の名称や党のシンボルを用いて表現すればよいのであります。日の丸は、参政党の象徴ではありません。特定の政治家の象徴でもありません。時の政権の象徴でも、総理大臣の象徴でもありません。日本という国家と日本国民全体を象徴する旗であります。汚された日本国旗を誇示し、我々を差別主義者と指さす者こそ、私たちの目には日本を蔑む差別主義者に見えました。

表現の自由を盾に取るたった一人のために、日の丸を大切に思う多くの国民が悲しみと憤りを胸にしまい込み、ただ耐え続けなければならない、そのような不条理をいつまでも放置することはなりません。今こそ、この法律を成立させるときなのです。

もっとも、本法律案は、参政党が当初求めた内容を全て実現したものではありませんでした。参政党は国旗損壊罪の保護法益は国家法益であるべきと考えてきましたし、本法が国旗を大切に思う国民感情を保護法益とするのであれば、損壊された日の丸を公然と誇示する行為こそ罰則の対象に含めるべきでした。

しかし、四党協議の結果、附則には施行後三年を目途とする見直し規定が盛り込まれました。損壊された国旗の公然陳列などについても検討対象とすることが明記されたことを重く受け止め、参政党は独自法案を撤回し、本法律案の共同提出者となりました。理念を曲げたのではありません。理念を実定法へと昇華させるための決断でありました。

まず、国家として、国旗を公然と著しく辱める行為は許さないという意思を明確に示す。そして、不十分な点があれば、三年後の見直しの中で更により良い制度へ発展させていく。それこそが、日本の尊厳を守る確かな一歩であると確信しております。

学校教育において、学習指導要領が自国と他国の国旗・国歌を尊重する態度を育てることを求めているにもかかわらず、今日なお国旗掲揚や国歌斉唱に係る職務命令違反による処分が皆無ではないということは恥ずべきことです。子供たちに日本だけはないがしろにされても我慢しなさいと教えるのではなく、日本も他国も共に大切にされるべきだと子供たちに伝えるためにも、この法律は必要です。

国旗を大切にすることは、戦争や軍国主義を賛美することではありません。他国を敵視することでもありません。自分を愛するからこそ他者にも優しくできるように、自国を愛するからこそ他国にも敬意を払う、自国の尊厳を守るからこそ他国の尊厳も守る、それこそが成熟した国家の姿であると日本の子供たちに伝えましょう。

国旗とは、国家の過去と現在、そして未来を結ぶ旗です。先人から受け継いだ形見であり、子孫へ託すたすきでもあります。

白地に赤く日の丸染めて、青空高く日の丸揚げて。この美しい日本の旗を、胸を張って次の世代へ受け渡そうではありませんか。

以上、参政党を代表して、本法律案に賛成することを改めて表明し、討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二
賛成　百六十一
反対　八十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第五　電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長浜口誠君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浜口誠君登壇、拍手〕

○浜口誠君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電力の安定的かつ安全な供給を図り、エネルギー安全保障の確保を推進するため、大規模送電線や大規模電源の整備等について電力広域的運営推進機関による貸付制度を創設するとともに、小売電気事業の登録取消し事由に一定期間の休止等を追加するほか、太陽電池発電設備の安全性の向上に向けて第三者機関による技術基準への適合性確認を受けなければならない対象を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案により創設される貸付制度の意義、大規模電源の休廃止に係る事前協議の在り方、太陽電池発電設備の安全性確保をめぐる課題、電力関連産業における人材確保に向けた取組の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三
賛成　二百二十七
反対　十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第六　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤孝江君。

―――――――――――――

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

―――――――――――――

〔伊藤孝江君登壇、拍手〕

○伊藤孝江君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てその他の再審の手続等に関する規定の整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、この法律の施行後五年ごとに行われる検討の対象に例示として再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度を追加する等の修正が行われております。

委員会におきましては、二回にわたって参考人から意見を聴取するとともに、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止する必要性、証拠の複製等の目的外使用の禁止の是非、再審請求者やその弁護人に対して証拠の一覧表を開示する必要性等について、高市内閣総理大臣にも出席を求め、質疑が行われました。

本法律案に対しては、立憲民主・無所属及び公明党を代表して打越理事より、再審の請求理由との関連性を要件としない職権による証拠の提出命令及び開示命令に係る規定の追加、再審開始の決定に対する検察官の不服申立ての禁止等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われました。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・無所属を代表して泉委員より修正案に賛成、原案に反対、参政党を代表して安達委員より修正案に反対、原案に賛成、国民民主党・新緑風会を代表して小林委員より修正案及び原案に反対、公明党を代表して横山理事より修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して仁比委員より修正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――――――――――

○議長（関口昌一君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。泉房穂君。

〔泉房穂君登壇、拍手〕

○泉房穂君　立憲民主・無所属の泉房穂です。

会派を代表し、ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

なぜ反対なのか。それは、政府案が冤罪の被害者を確実に救済できる内容になっていないからです。迅速な救済ができる内容にもなっていません。私たち立法府が責任を果たしたと言えるような内容にもなっていないからです。どういうことですか。

まずは、確実な救済に関してです。

今回の立法趣旨は冤罪の被害者らの確実な救済とされていますが、冤罪の被害者の多くが、今の政府案では冤罪の被害者が救われないと言っているんです。

袴田事件の巖さんのお姉さんのひで子さんは、衆議院の法務委員会、参考人として出席して、こう言われました。今の政府案では、巖も助からず、処刑されていた。驚くべき話です。冤罪の被害者らが、まさにこれでは駄目だと言っているんです。

さらに、福井事件の前川彰司さんも、再審法はただ改まればいいのではない、今まさに苦しんでいる人が救われてなんぼですと言っています。

日野町事件の阪原弘次さんも、満足のいかない状態で法案を法制化すると、今冤罪を闘っている方々に利益のある結果にならないとまで言っています。

さらには、東住吉事件の青木惠子さんにおいては、政府案では、獄中で無実を訴えて闘う仲間は今以上に苦しむことになると言っているんです。

開かずの扉と言われるまさにその扉を開けるのではなく、扉に鍵を閉めるような法案を通してどうするんですか。

この冤罪事件を考えるには、なぜ冤罪が起こったかを考えるのが重要。証拠の捏造が関わっています。最近の再審無罪事件、袴田事件も福井事件も日野町事件も、全部証拠の捏造が原因です。偶然に発生するんじゃないんです。捜査機関が真犯人でない者を犯人と思い込み、あえて証拠を捏造するなどして、その捏造証拠が裁判所に提出され、それが有力証拠となって、まさに冤罪が発生しているんです。

では、なぜその冤罪が救われるのか。それは、後になってその冤罪が分かるような、無罪につながる証拠が後から出てきたからです。でも、それは初めから捜査機関が手元に持っていた証拠なんです。まさに、この無罪につながる、捜査官が手元に持っている証拠が出てくるか否かが生命線。そのために必要なのは、幅広い証拠の開示です。

この点、政府案でも証拠提出命令という制度を新設し、検察官に提出義務を課しています。しかし、あくまでも再審請求理由と関連する証拠という極めて限られた、狭い狭い、そういった範囲に限られてしまっています。これでは出てきません。それが最大の問題。だからこそ、冤罪の被害者がこれでは救われない、むしろ改悪だと言っておられるんです。

さらに、政府案には大きな問題があります。証拠の目的外使用の全面禁止です。こんな規定、今はありません。

この再審法の改正、七十八年ぶりと言われますが、七十八年間なくて何も問題起こってないんです。立法事実すら存在しません。にもかかわらず、いきなり全面禁止。確かに、犯罪の被害者や関係者のプライバシーへの配慮は当然必要です。でも、それは個別に対応すれば両立可能なバランス図れるテーマなんです。このまさに全面禁止も改悪以外の何物でもありません。

そして、もう一つ重要なのは、迅速な救済になっていないことです。救済にまで掛かった時間、袴田事件五十八年、福井事件三十八年、日野町事件四十一年。どうしてこんなに掛かってしまったのか、理由は簡単です。捜査機関が証拠を出さなかったからです。再審開始決定が出たのに、それに対して検察官が抗告をして引き延ばしを図ったからです。検察官の責任です。

まさに、この証拠が出てくるまでに掛かった年数、袴田事件で四十四年、福井事件で三十六年、日野町事件で二十四年。もっと早く証拠が出ていれば、もっと早く救済された話です。迅速な救済

には、まさにこの幅広い証拠開示が早くなされることが重要。しかし、今の政府案ではこれが義務化されておらず、迅速な救済にはなりません。

そしてもう一つ、検察官の抗告による引き延ばし。これも、抗告によって、袴田事件で九年、福井事件で十四年、日野町事件で七年も引き延ばしが図られました。この点、ほかの国、例えばドイツやフランスなどでは、抗告は全面禁止されています。日本でも同じように全面禁止し、争いがあるのであれば、検察官はその後、再審公判で争えばいいだけのことです。

この点、閣議決定前に修正がなされ、抗告には十分な根拠が必要とされましたが、検察は、これまでも十分な根拠を持って抗告してきたと説明してきており、現状の追認にすぎません。検察官抗告を全面禁止にしていないことも、政府案に反対する大きな理由となっています。

さて、皆さん、改めて問いたい。私たちは何ですか。国会議員です。立法府の一員です。立法府は、しっかりと冤罪被害者を救済することは可能なんです。

この点、袴田ひで子さんの言葉を紹介させていただきます。神様が作った法律ではありません。人間が作った法律なんです。その法律を作るのは国会議員。私たちを助けていただくのは国会議員しかいません。冤罪被害者の多くが、私たち国会議員、立法府に対して助けを求めているんです。

改めて言います。冤罪の原因をつくってきたのは、まさに捜査当局、検察、法務省です。その法務省や検察の方に、まさにその軍門に下るのか、そうではなく、冤罪の被害者らに寄り添うのか、それが今問われているんです。

この点、確かに国会議員の多くが超党派の議員連盟を設定し、昨年六月にその議員立法が提出されています。それを通せばよかったんですよ。何も難しい話でない。実際に法案もできている。

その法案は、今回、年明けての衆議院解散で一旦廃案となりましたが、その後、改めて今国会に提出されました。衆議院で否決、同じほぼ内容の修正案を参議院で昨日、法務委員会で提出いたしましたが、可決には至っておりません。どういうことなんですか。みんなで作った法律でしょう。超党派議員連盟のみんなでこれが必要といって作った法律案じゃないですか。

改めて、ポイント三つ言います。

確実な救済には幅広い証拠開示が必要です。議員立法案ではこれをしっかり明記しています。政府案にはありません。

二つ目、証拠の目的外使用の全面禁止、こんなもの必要ありません。議員連盟案にはそんなものありません。政府案はこれをあえて規定しています。

そして三つ目、迅速な救済には検察官抗告の全面禁止が必要です。議員立法、まさに超党派の議連案ではこれはしっかりと規定しています。政府案はまさに十分な根拠のある理由を付けていますが、実態としてはほぼ変わりません。これでは、確実な救済、迅速な救済にはつながらないんです。

まさに、私たち国会議員の仕事は、法務省、検察の言うとおりに従うことではなく、政府案に問題があれば、それを是正し、修正していくことが私たちにできることであり、求められていることです。

まさに、今もなお冤罪に苦しむ方々が獄中におられます。そういった方々が私たち国会議員一人一人にまさに助けを求めているんです。その声に耳を傾けて、今からでも遅くはない。この後、採決になります。諦めてはいません。私たち国会議員が諦めるということは、冤罪の被害者を救えなくなるということなんです。冤罪の被害者が存在し、まさにそれを救う必要がある以上、私たち国会議員は諦めてはいけない。法務省や検察の軍門に下ることなく、しっかりと立法府の一員として役割を果たしたい、私はそういう思いです。このテーマは与野党対決のテーマじゃないんです。被害者を救うかどうかです。

さらにもう一つ、重要なポイント。今回のテーマは、冤罪の被害者を救うというテーマですが、そもそも冤罪そのものをなくす必要があります。冤罪の被害者をなくすには、まさにそういった法律も必要です。

是非、皆さん、これが終わりではありません。改めてしっかりと被害者に寄り添うことをお誓い申し上げ、この討論を終わります。共に頑張りましょう。（拍手）

○議長（関口昌一君）　安達悠司君。

〔安達悠司君登壇、拍手〕

○安達悠司君　参政党の安達悠司です。

会派を代表して、刑事訴訟法改正案に賛成の立場から討論を行います。

今回の刑事訴訟法改正案は、刑事裁判の再審に関する手続を整備するものです。再審は、三審制に基づく我が国の刑事裁判によって有罪が確定した者に対し、例外的に裁判のやり直しを行う手続です。

今までの刑事訴訟法では、再審の具体的な証拠開示のルールが明白でなく、審理の期限が見えず、長期化する例が見受けられました。そこで、裁判所による証拠提出命令の創設や検察官抗告の原則禁止規定など、再審に関する新しいルールが盛り込まれるとともに、即時抗告期限の延長、決定日の通知など、再審手続規定が整備され、無罪確定時の弁護人報酬も含めた費用補償の規定も盛り込まれました。

また、法務省の作成した政府案は、与党内の議論による修正を経て衆議院に提出されました。そしてさらに、参政党の要望した修正案により、任意の証拠開示の在り方と五年後の見直し対象が明文化されました。

具体的には、附則四条二項により、検察官による任意の証拠開示を、従来の運用を後退させないことはもとより、これまで以上に事案に応じて適切に行うものであることが、本会議での総理答弁や委員会での法務大臣答弁によっても確保されています。また、証拠一覧表と目的外使用禁止規定についても、五年後の見直し対象として明記されることとなりました。

刑事訴訟法の教授である成瀬参考人は、附則の修正も含めて、この法案は、裁判官や検察官に明確な行動指針を示し、再審開始決定や無罪判断の確実性を高めるもので支持できると評価され、また、令和八年六月十七日の日本弁護士連合会の会長談話では、更なる修正が必要としつつも、前進した内容であると評価できる面もあるとされています。

このように修正が積み重ねられたことで、完全とは言えませんが、参政党としては本法案に賛成することにいたしました。

参政党として、次の三つの観点から、賛成した理由を説明します。

一つ目は、誤判による冤罪からの救済にとって前進した内容であること、二つ目は、被害者のプライバシーや捜査協力などにも配慮した内容にすべきであること、三つ目は、我が国のグローバル化が進む中で、我が国の刑事司法に対する信頼を高め、国家の適正な刑罰権を確保する内容にすべきであることです。

第一に、冤罪からの救済の観点から説明します。

誤った裁判により罪のない人が処罰されることは、決して許されません。

今回の証拠提出命令は、裁判官が検察官に対し、再審請求理由に関連する証拠の提出を求めるものです。この関連性は、相当の広がりを持つもの、持つ概念とされ、再審請求理由の判断に資するという意味であり、後から再審請求理由を追加、変更することも可能とされています。

他方、関連性の要件をなくしてしまうと、再審請求理由の有無を審理するという行動指針を見失い、多数の証拠提出命令が繰り返されることも予想され、これに対応する裁判所の審理に遅延が生じて、かえって誤判からの迅速な救済を妨げてしまうおそれもあると指摘されています。

また、検察官抗告を原則禁止としていますが、完全禁止にすべきとの議論もあります。しかし、再審開始とは、一度は確定して、それらを前提に社会が動いているところの有罪判決を見直すということを意味し、重大な効果を持つため、その判断の正しさに疑いの余地を残すものであってはなりません。再審開始事由に疑問の余地を生じたまま再審公判に移行すると、かえって事実認定をめぐり争いが長期化してしまうことがあり、再審開始決定の判断の正しさにつき、多層的な検証を必要とする事案もあると指摘されています。

以上の点に大きな意見の対立がありましたが、少なくとも、証拠提出命令という新しい制度が創設されたことや検察官の抗告が原則禁止とされたことは、真相の解明、冤罪からの救済にとって大きな前進であると評価できるものです。

第二に、被害者のプライバシーや捜査協力等の観点から説明します。

我が国で人が被害者となった刑法犯の認知件数は、令和六年で五十六万件を超えています。平成十四年のピーク時の二百四十八万件超から大きく減少しましたが、それでも、いつ誰が被害者になるとも限りません。

犯罪被害に遭った場合、犯人を処罰するために、捜査機関である警察や検察官に被害を申告し、実況見分、写真撮影、調書の作成など、多くの時間と労力を掛けて捜査に協力し、自分や家族の情報を話すことにもなります。こうした情報や提供した写真や動画などが適正に利用され、万が一にも外部に流出して二次被害に遭わないことも重要です。

また、真相の解明や冤罪の、冤罪からの救済が重要であることは言うをまちませんが、調査手続の要件緩和や証拠提出命令の運用により、今後、被害者のプライバシーや裁判所、捜査機関にどのような影響が出るのかは慎重に見極める必要があると思います。

なお、法案には被害者の名誉やプライバシー、手続負担への配慮も盛り込まれており、被害者支援を担う弁護士である宇田参考人からは、かなりバランスを考慮して、失礼、かなりバランスを熟慮して構築された法案と評価されています。

第三に、グローバル化が進む中で、我が国の適正な刑罰権を確保する観点から説明します。

そもそも我が国は、世界各国の中でも犯罪発生率が低く抑えられており、大変治安の良い国の一つであると言えます。これは、我が国の歴史や文化や風土など様々な要因も考えられますが、捜査機関による高い検挙率や確実な有罪判決、そして、刑事司法に対する国民の信頼と協力が我が国の治安の良さに大きく影響していると思います。これは、我が国の刑事司法制度の成果であると言うこともできます。

他方で、多くの再審無罪事件を通じて、捜査や公判の在り方等の重大な課題が明らかになることがあります。先日公表された福井女子中学生殺人事件に関する名古屋高等検察庁の調査報告書もその一つです。これを読むと、四十年近く前の補充捜査や取調べの在り方、供述評価の考え方などに大変問題を感じます。

こうした課題への反省や教訓を人材育成や組織風土の改革に生かし、我が国の捜査や裁判の強みは生かしつつ、より良い在り方へ変えていく必要があります。そのためには、刑事司法を担う人材育成、司法戦略の策定や予算の確保など、積極財政が必要です。捜査機関が国民に信頼され、犯罪発生率が低く、治安の良い日本は、国民皆が望む大切な公共インフラではないでしょうか。

また、二十一世紀に入り、国境を越えた犯罪の処罰、犯罪の増加、外国人に対する刑事裁判、外国との捜査協力などの動きがますます進んでいます。

近年、不法滞在者ゼロプランの中で指摘される国内六万八千人余りの不法残留者や不法就労など入管法違反の犯罪、さらには、インターネットを通じた詐欺被害や、ＳＮＳにより犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

こうした犯罪の捜査や処罰は、我が国の警察や検察の捜査能力を向上させるとともに、国境を越えた捜査、外国との捜査協力、そして海外の組織や団体に対しても適正な捜査権や刑罰権を行使し得る仕組みを築いていく必要があります。そのためにも、自立した公正な刑罰の実現を確保し、かつ我が国の刑事司法が対外的にも信頼される必要があります。

国会で時間を掛けて専門家の意見を聴取し、再審を通じて刑事司法の再審無罪事件の評価等を審議できたことは大変貴重な機会でありました。

今回の修正案は、再審請求審の手続を明確にし、検察官の証拠提出義務、抗告時の理由の公表などの制度も導入されています。今回の法案によって、我が国の治安をますます維持向上させ、刑事司法に対する国民の信頼を高めるとともに、高めることを期待し、あとは今後の運用を慎重に見極める必要があると考えます。

以上、冤罪からの救済によって前進した内容であるとともに、被害者のプライバシー等への配慮、国家の適正な刑罰権の確保などの観点を考慮し、今回の刑事訴訟法改正案に賛成いたします。

以上で参政党の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　小林さやか君。

〔小林さやか君登壇、拍手〕

○小林さやか君　国民民主党・新緑風会の小林さやかです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

今回の再審法改正の目的、それは、無辜の人を罰することはあってはならず、誤判からの速やかな救済のために必要な手続を確実に制度として保障するということです。その点において、与野党の立場を超えて一致し、本日まで議論を重ねてまいりました。

近時相次いだ再審無罪事件において共通している最も重要な課題は、誤判を是正するために必要な証拠にたどり着けるかどうかが運用に任されていたということです。すなわち、たまたま当たった裁判官や検察官の善意に委ねられていました。

しかし、人は誤ります。ドイツの政治学者ハンナ・アーレントは、個人として善良な人も、組織の中で思考停止状態になり、特段悪意なく重大な不正に加担し得ると指摘しました。虚栄心や組織の理論、様々な事情で、個人が持つ倫理観を超えることが時にあり得るのです。

だからこそ、長年、運用に委ねられてきた再審請求手続を七十八年の年月を経て法定化しようとしたその方向性を評価し、国民民主党は、対決より解決の立場から、現実的な修正の提案を重ねてまいりました。しかし、それでもなお、どうしても譲ることのできない重要な課題が大きく二点残され、本法案には反対せざるを得ません。

以下、その理由を述べます。

まず第一は、議論の原点となった肝腎の幅広い証拠の開示が、結局、運用に任されたことです。

再審請求人は、新証拠を示さなければ再審開始への扉を開くことができません。しかし、その新証拠は通常審で提出されなかった証拠の中にあるかもしれないにもかかわらず、どんな証拠が保管されているのか、その全体像すら知ることができません。このジレンマの構造こそが、近時の再審事件が突き付けた最大の教訓だったはずです。

証拠の提出命令が法定化されたことは確かに前進です。ただしかし、その対象は再審請求理由に関連する証拠に限定されています。一方で、関連性を問わない幅広い証拠の開示は、制度化されず、これまで運用で行われてきた裁判官による勧告、そして任意のままとなってしまいました。

この議論の最中、七月十日になって、名古屋高等検察庁からようやく福井女子中学生殺人事件の調査結果の報告書が発表されました。その中で、通常審だけではなく、第一次再審請求審においてさえなお客観的証拠との食い違いを複数の検察官が認識していたにもかかわらず、新しい捜査報告書をあえて提出せず、十分な是正につながらなかったその経緯が明らかになりました。

これはもはや、個人の検察官の資質だけの問題ではなく、組織も誤り得るからこそ、その誤りを制度で正す仕組みが必要だという教訓です。

それは過去の話だけではありません。今、この議論をしている最中でさえ、検察官をめぐる不適切な事案が相次ぎ、検察そのものの信頼性が揺らいでいます。

だからこそ、国民民主党は、勧告や任意という個人の判断に依存する曖昧な運用ではなく、再審請求理由との関連性を問わない幅広い証拠を職権をもって命令で開示させる制度の創設が必要だと訴え続けてきました。しかし、残念ながら受け入れられませんでした。

そして、第二の反対理由は、新たに設けられる証拠の目的外使用の一律の禁止規定です。

政府は、この規定について、犯罪被害者や関係者のプライバシー、名誉を保護するために必要な制度であると説明します。その問題意識そのものを否定するものではありません。確かに、性犯罪などにおいて、被害者の尊厳を踏みにじるような写真や動画などを決してさらされたくないというお気持ちは痛いほど分かります。

ただしかし、私はジャーナリストとしてこれまで取材してきて、捜査機関が時にプライバシーの保護を盾に、自分たちにとって都合の悪い情報や本来検証されるべき情報まで社会から遠ざける場面を幾度となく見てきました。その結果、被害も見えにくくなり、再発の防止や制度の整備を求めて世に訴えたいという被害者の思いさえも阻害してきました。

現に、福井女子中学生殺人事件において、被害者の御家族御本人が、参議院法務委員会の参考人の質疑の中で、証拠を広く社会に出して真犯人を探すべきだと訴えたのです。

政府は、再審請求の準備のためであれば、証拠の目的外使用には当たらないと説明します。また、証拠の謄写そのものではなく、概要であれば問題ないなどとも言います。しかし、では、何が再審請求の準備に当たるのか、どこまで加工すれば謄写そのものではないと認められるのか、その判断基準は今なお曖昧で、個別具体的に判断するとしか説明しません。ならば、一律に罰則付きの禁止規定などを設けるのではなく、最初から全て個別判断にすればよいのではないでしょうか。

我が国には、少年事件の記録閲覧、謄写制度や、犯罪被害者保護法に基づく訴訟記録の閲覧、謄写制度など、裁判所が事件ごとに利益衡量する制度が既に存在しています。被害者の保護が重要だからこそ、一律の禁止ではなく個別の判断をしているのです。なぜ、再審ではそれができないのでしょうか。

これまで再審無罪判決となった事件では、弁護人だけではなく、研究者や報道機関や市民、支援者など、多くの人々の知見によって真実へ近づいてきました。一律の目的外使用禁止規定は、その力を必要以上に萎縮させるおそれがあります。

通常審においても、証拠を報道機関に提供した弁護人に対して、検察が懲戒請求をかけた事案があります。また、結審した刑事事件に付随する国家賠償訴訟で同じ証拠を使う場合でさえも、報道機関に提供しないことを誓約させるといった運用がなされています。政府は、今回の規定で萎縮など生じないと言い切りますが、こうした行為ばかりしていて、どうして信じられるんでしょうか。

また、政府は、通常審と同種の禁止規定であるとも説明します。しかし、証拠の開示や証拠の一覧リストなど、通常審にあるほかの規定については、通常審と再審は手続構造が違うとして制度化しません。その一方で、証拠の目的外使用禁止規定に関してだけ、これまで禁止規定がなくても何にも問題がなくて立法事実がないにもかかわらず、都合よく通常審をコピー・アンド・ペーストするかのように援用していて、その説明性に全く整合性が取れません。

そもそも政府案では、衆議院で修正された附則において、この目的外使用禁止の規定を五年ごとの見直しの対象として特出しで言及しています。これこそが、今既に問題があることの証左です。だったら、五年後を待たずに今見直さないんでしょうか。

犯罪被害者の保護と冤罪被害者の救済は対立するものではありません。どちらの声をも奪いかねない証拠の目的外使用の罰則付きの一律禁止規定には、明確に反対いたします。

証拠は誰のものでしょうか。検察官のものでも、弁護人のものでもありません。真実を明らかにして、無辜を救済し、司法への信頼を守る公益のためにあるものです。だからこそ、その証拠へのアクセスは最大限保障されて、その利用も守るべき利益との均衡の中で判断される制度ではなくてはなりません。

人は誤ります。だから制度があります。

私たち国民民主党は、今の刑事訴訟法が形作られて初めて再審に関する具体的手続が明文規定されること自体は歓迎しています。その第一歩が、長年にわたって、そして今も冤罪に苦しむ人を救うことにつながっているのか。そして、今後も冤罪が発生しないようになっているのか。五年後ではなく、今日この日から、立法府の責任として不断の検証と見直しに取り組むことを誓い、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　佐々木雅文君。

〔佐々木雅文君登壇、拍手〕

○佐々木雅文君　公明党の佐々木雅文です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論いたします。

冤罪被害者を生まない、罪を犯していない人が

処罰されることがあってはならない。だからこそ、これまでの再審制度が十分に機能していなかったこと、特に捜査機関の不適切、不十分な対応が散見されたことをいかに是正するか、そのことが今般の法改正の眼目であったはずです。

しかしながら、議題として俎上に上がったこと自体は評価いたしますが、果たしてその内容は当初の目的を達成するものとなっているのか、大きな懸念が払拭されていません。

一番の問題は、証拠開示に関する手続が不十分なままとなっていることです。

再審請求に当たっては、その理由として現行法四百三十五条六号を根拠とすることが多い中で、同号は、確定判決を覆すための新しく明白な証拠の存在を求めています。

今回の法改正では証拠提出命令が規定されていますが、これは裁判所が裁判所に対して必要な証拠を提出させるにとどまり、かつ関連性を有するものでなければならないとされています。

この点、政府は、再審においては、請求人や弁護人側で証拠の内容や有無はある程度想定され得るとか、関連する証拠の範囲は相当の広がりを持ち、審理に必要かつ十分な証拠が裁判所に提出されると述べてきています。

しかしながら、証拠は基本的に捜査機関が有しています。そして、公判に提出された証拠以外には、請求人や弁護人は手持ちの証拠がほぼありません。その中で確定判決を覆すだけの証拠を想定し獲得することは、困難を強いるものであり、現実と乖離していると言わざるを得ません。

また、裁判所が関連性や必要性をないと判断すれば、そうした証拠を必要としているのは請求人側であるにもかかわらず、証拠が出てこなかったり、裁判所にだけ開示されたりするにとどまります。請求人が証拠にアクセスできないのでは、何のための証拠提出命令なのか分かりません。

そして、仮に裁判所が提出命令を出したとしても、本当に必要かつ十分な証拠が提出されたのかどうか、その確認のための手段が担保されていません。それでは、適切な対応であったかどうかを判断しようがありません。

さらに、衆議院で附則が修正され、これまでの運用上の措置として、任意での証拠提出、開示は適切に行うという趣旨の内容が追加されてはいます。

この点、通常審も含め、証拠の開示は進んできたと説明されることがあります。しかし、弁護人の努力で裁判所を動かし開示に至っている事例が多く報告されています。実際は、捜査機関が積極的に開示に応じるとは限りません。通常審においてすら、結果として証拠にたどり着いたり、合理的な説明ができなくなってようやく提出されたりするのが実態です。

任意では満足に開示がされていない状況がある中で、再審手続において何をもって適正な運用となるのでしょうか。適正な運用というのであれば、少なくとも、不明瞭な関連性という要件に縛られずに、裁判所が必要性や相当性を踏まえ証拠の提出や開示を求めた場合は、検察側は必ず提出すること、開示することに応じるべきです。

次に、目的外使用禁止及び罰則が設けられていることについても強く抗議いたします。

これまでの委員会等での質疑を踏まえましても、再審手続において目的外使用禁止の規定を策定する立法事実は存在していないことが明らかになっています。それにもかかわらず、通常審でも同様の規定があることやプライバシーへの配慮、今後の捜査への支障が生じることなどを理由に明文化されている状況です。

しかしながら、当事者主義の通常審で設けられている規定を職権主義的構造の再審手続に設けることに整合性がないことがつとに指摘されています。また、証拠開示に伴うプライバシー配慮は、これまでも個別的に十分対応されてきています。さらに、目的外使用禁止を明文化しなければ協力してもらえないような捜査があるとするならば、そもそも証拠化すること自体も困難であり、捜査に支障が生じる場面はかなり限定的です。むしろ、目的外使用禁止及び罰則があることによって当事者にとっては大きな萎縮効果が働き、再審手続における必要な対応すら束縛することになりかねません。

無辜の救済のための手続保障や迅速化のための法改正であるにもかかわらず、本末転倒な結果になっていると断じざるを得ません。

加えて、どういった証拠があるかどうかを明らかにするために証拠の一覧表を作成し開示することが有益であることは、これまでも指摘されてきたところです。そもそも起訴という終局処分がなされるには、様々な証拠の取捨選択がされ、それでもなお有罪とすべき証拠構造があると判断されているはずだからです。そうであれば、全ての証拠を提出すること、少なくともその一覧表を提出することにちゅうちょする理由はないはずです。出せないということは、無罪となるような証拠があるからと思われても仕方がないのではないでしょうか。

また、一覧表の作成を含め、逐一の捜査過程を記録化することは業務負担になり、現実的ではないということも言われます。しかし、社会全体においてもコンプライアンスを重視する中で、捜査機関の各人の業務内容を記録化することは不正を防ぐ上でも大切なのではないでしょうか。公権力を行使する捜査機関だからこそ、率先垂範して実行することが国民の信頼を維持することにつながります。

捜査過程を記録化し、獲得した証拠を一覧化しておけば、将来の批判にも耐え得るものとなり、捜査機関に不利益となる結果にはならないはずです。それは証拠の適切な管理、保管にも資するものともなります。そうすれば、当初不存在として開示されなかった証拠が、後日発見されたとして開示されるという今の事態も防ぐことになります。証拠の一覧表を作成し、堂々と開示する。そのことが当然となれば、冤罪被害も生じることがなくなります。

本改正において、再審開始決定に対する抗告は原則禁止となっていますが、例外的に十分な根拠がある場合に限っては可能となっています。しかし、これまでの再審手続においても、十分な根拠があったと判断したからこそ、異議申立てとして抗告がなされてきたはずです。そうすると、今後も原則と例外が逆転した運用がされることが常態になりかねません。

また、仮に改正が成立した後の再審手続においても、十分な根拠となる事情については審判の中で争われるわけで、それを踏まえても再審請求が認められたのであれば、更に輪を掛けて抗告する余地を残す必要があるとは思いません。今からでも抗告の余地は排除すべきです。

無辜を救済するには法整備が必要であることは誰しも異存ないと思います。しかし、今回議論されている法改正の内容のままでは、本当に目的に資するのか、懸念が拭い切れません。また、裁判所が強い問題意識を持って再審を主宰してもらえるとよいですが、その担保があるわけでもありません。

公明党は、立憲民主党とともに、関連性を要件としない証拠開示、提出を可能とすることなどを含めた修正案を提出いたしましたが、否決をされました。誠に残念でなりません。

以上の次第で、公明党は今般の法律案に反対するものです。

政府及び関係機関においては、冤罪被害者の声に真摯に向き合い、本当に求められている法整備を行うべきであることを申し上げ、反対の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二
賛成　百三十八
反対　百四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第七　皇室典範等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員長松山政司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松山政司君登壇、拍手〕

○松山政司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、天皇及び皇族以外の男子と婚姻した内親王及び女王が皇族の身分を離れないこととするとともに、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王が皇室典範による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない男子を養子とすることができることとし、当該養子が皇族となる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と立法府の総意との関係、内親王又は女王と婚姻した男子等の身分及び処遇、養子縁組制度の具体的な運用、将来の皇位継承の議論の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、立憲民主・無所属を代表して長浜委員より、皇族の養子に関する改正規定を削るとともに、内親王等と婚姻した天皇及び皇族以外の男子等の身分に係る検討条項を追加する等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、立憲民主・無所属の長浜委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・無所属の会の岡田理事より原案に賛成、日本共産党の小池委員より原案に反対、国民民主党・新緑風会の川合理事より原案に賛成、修正案に反対、れいわ新選組の伊勢崎委員より原案及び修正案に反対、公明党の谷合理事より原案に賛成、日本維新の会の金子委員より原案に賛成、参政党の松田委員より原案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一
賛成　百八十四
反対　五十七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　これにて休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議　長　関口　昌一君
副議長　福山　哲郎君

議　員

中田　優子君　宮出　千慧君
平戸　航太君　櫻井　祥子君
後藤　翔太君　小林さやか君
安達　悠司君　塩入　清香君
庭田　幸恵君　杉本　純子君
初鹿野裕樹君　竹詰　仁君
堂込麻紀子君　大津　力君
岩本　麻奈君　山中　泉君
浜口　誠君　松田　学君
安藤　裕君　梅村みずほ君
礒﨑　哲史君　神谷　宗幣君
上田　清司君　奥村　祥大君
白川　容子君　かごしま彰宏君
岩渕　友君　大門実紀史君
牛田　茉友君　水野　孝一君
山添　拓君　江原くみ子君
原田　秀一君　吉良よし子君
山田　吉彦君　伊藤　辰夫君
仁比　聡平君　岡崎　太君
田村　まみ君　芳賀　道也君
小池　晃君　石　平君
足立　康史君　後藤　斎君
金子　道仁君　松野　明美君
浜野　喜史君　伊藤　孝恵君
青島　健太君　中条きよし君
舟山　康江君　榛葉賀津也君
川合　孝典君　嘉田由紀子君
高木かおり君　串田　誠一君
片山　大介君　石井　苗子君
柴田　巧君　松沢　成文君
浅田　均君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　若林　洋平君
新実　彰平君　山本　啓介君
ながえ孝子君　佐々木りえ君
永井　学君　友納　理緒君
石井めぐみ君　福山　守君
脇　雅昭君　古庄　玄知君
長谷川英晴君　藤井　一博君
星　北斗君　小林　一大君

加藤　明良君　赤松　健君　井上　義行君　上月　良祐君　三原じゅん子君　舞立　昇治君　野上浩太郎君　古賀友一郎君　佐藤　啓君　宮沢　洋一君　小野田紀美君　片山さつき君　北村　晴男君　齊藤健一郎君　神谷　政幸君　若井　敦子君　東野　秀樹君　吉井　章君　かまやち敏君　臼井　正一君　加田　裕之君　進藤金日子君　こやり隆史君　馬場　成志君　長谷川　岳君　渡辺　猛之君　磯﨑　仁彦君　中西　祐介君　岡田　直樹君　松山　政司君　有村　治子君　安野　貴博君　尾辻　朋実君　清水　真人君

生稲　晃子君　宮本　周司君　山田　宏君　滝波　宏文君　北村　経夫君　堀井　巌君　山下　雄平君　松村　祥史君　酒井　庸行君　山谷えり子君　野村　哲郎君　牧野たかお君　望月　良男君　平山佐知子君　百田　尚樹君　越智　俊之君　宮本　和宏君　山本佐知子君　いんどう周作君　寺田　静君　本田　顕子君　朝日健太郎君　今井絵理子君　石田　昌宏君　藤川　政人君　江島　潔君　青木　一彦君　石井　浩郎君　山本　順三君　石井　準一君　末松　信介君　高良　沙哉君　伊波　洋一君　高橋はるみ君　郡山りょう君

出川　桃子君　泉　房穂君　高木　真理君　小川　克巳君　山田　太郎君　藤木　眞也君　打越さく良君　上野　通子君　古川　俊治君　松下　新平君　浅尾慶一郎君　吉田　忠智君　鶴保　庸介君　木村　義雄君　吉川　沙織君　ラサール石井君　福島みずほ君　伊勢崎賢治君　小島とも子君　横沢　高徳君　三上　えり君　柴　愼一君　羽田　次郎君　田島麻衣子君　石垣のりこ君　木戸口英司君　杉尾　秀哉君　石橋　通宏君　森本　真治君　徳永　エリ君　水岡　俊一君　広田　一君　森　ゆうこ君　蓮　舫君

西田　英範君　見坂　茂範君　鈴木　大地君　岩本　剛人君　船橋　利実君　自見はなこ君　松川　るい君　大家　敏志君　森　まさこ君　猪口　邦子君　福岡　資麿君　西田　昌司君　櫻井　充君　橋本　聖子君　鈴木　宗男君　中曽根弘文君　奥田ふみよ君　山内佳菜子君　福士　珠美君　大島九州男君　村田　享子君　古賀　千景君　鬼木　誠君　塩村あやか君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　之士君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　田名部匡代君　牧山ひろえ君　青木　愛君　辻元　清美君

長浜　博行君　佐々木雅文君　下野　六太君　原田大二郎君　宮崎　勝君　里見　隆治君　杉　久武君　上田　勇君　高橋　光男君　竹谷とし子君　谷合　正明君　天畠　大輔君

国務大臣

法　務　大　臣　平口　洋君
厚生労働大臣　上野賢一郎君
農林水産大臣　鈴木　憲和君
経済産業大臣　赤澤　亮正君
国　務　大　臣（内閣官房長官）　木原　稔君

川村　雄大君　司　隆史君　窪田　哲也君　伊藤　孝江君　竹内　真二君　三浦　信祐君　横山　信一君　秋野　公造君　平木　大作君　石川　博崇君　西田　実仁君　木村　英子君

議長の報告事項

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　いんどう周作君　山崎　正昭君　吉井　章君　脇　雅昭君

補欠　松山　政司君　出川　桃子君　高橋　克法君　磯﨑　仁彦君

法務委員

辞任　加藤　明良君　出川　桃子君　牧山ひろえ君

補欠　若井　敦子君　山崎　正昭君　田島麻衣子君

外交防衛委員

辞任　田島麻衣子君

補欠　牧山ひろえ君

文教科学委員

辞任　朝日健太郎君　上野　通子君　山本　順三君　勝部　賢志君

補欠　片山さつき君　石井　準一君　赤松　健君　田名部匡代君

厚生労働委員

辞任　福士　珠美君　木村　英子君

補欠　石橋　通宏君　天畠　大輔君

農林水産委員

辞任　田名部匡代君

補欠　勝部　賢志君

経済産業委員

辞任　岡田　直樹君　石橋　通宏君

補欠　加藤　明良君　福士　珠美君

国土交通委員

辞任　赤松　健君　若井　敦子君　天畠　大輔君

補欠　山本　順三君　岡田　直樹君　木村　英子君

環境委員

辞任　石井　準一君　磯﨑　仁彦君　高橋　克法君　松山　政司君

補欠　上野　通子君　脇　雅昭君　吉井　章君　いんどう周作君

国家基本政策委員

辞任　有村　治子君　石川　博崇君　安野　貴博君

補欠　高橋　克法君　西田　実仁君　青木　愛君

予算委員
　辞任　　補欠
　片山さつき君　　朝日健太郎君
行政監視委員
　辞任　　補欠
　青木　愛君　　安野　貴博君
懲罰委員
　辞任　　補欠
　高橋　克法君　　有村　治子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員
　辞任　　補欠
　加藤　明良君　　松山　政司君
　鈴木　大地君　　松村　祥史君
　若林　洋平君　　本田　顕子君
皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員
　辞任　　補欠
　水岡　俊一君　　斎藤　嘉隆君
同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
　辞任　　補欠
　郡山りょう君　　辻元　清美君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
国家基本政策委員会
　理事　磯﨑　仁彦君　（松山政司君の補欠）
　理事　神谷　宗幣君　（神谷宗幣君の補欠）
同日議員から次の議案が提出された。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）（参第一八号）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤孝恵君発議）（参第一九号）
特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大君外一名発議）（参第二〇号）
同日衆議院から次の議案が提出された。
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆第二七号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
下水道法等の一部を改正する法律案
同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高君外一名提出）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第八〇号）
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律
下水道法等の一部を改正する法律
同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
　辞任　　補欠
　磯﨑　仁彦君　　脇　雅昭君
　松山　政司君　　いんどう周作君
　岡崎　太君　　猪瀬　直樹君
法務委員
　辞任　　補欠
　山崎　正昭君　　宮本　和宏君
　若井　敦子君　　見坂　茂範君
　田島麻衣子君　　牧山ひろえ君
外交防衛委員
　辞任　　補欠
　広田　一君　　柴　愼一君
　牧山ひろえ君　　田島麻衣子君
財政金融委員
　辞任　　補欠
　柴　愼一君　　広田　一君
　浅田　均君　　金子　道仁君
文教科学委員
　辞任　　補欠
　石井　準一君　　上野　通子君
　宮本　和宏君　　山崎　正昭君
　田名部匡代君　　勝部　賢志君
　金子　道仁君　　浅田　均君
厚生労働委員
　辞任　　補欠
　猪瀬　直樹君　　岡崎　太君
農林水産委員
　辞任　　補欠
　勝部　賢志君　　田名部匡代君
経済産業委員
　辞任　　補欠
　牧野たかお君　　藤井　一博君
　（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
国土交通委員
　辞任　　補欠
　見坂　茂範君　　若井　敦子君
環境委員
　辞任　　補欠
　いんどう周作君　　松山　政司君
　上野　通子君　　石井　準一君
　脇　雅昭君　　磯﨑　仁彦君
　三上　えり君　　村田　享子君
国家基本政策委員
　辞任　　補欠
　田名部匡代君　　高木　真理君
　神谷　宗幣君　　後藤　翔太君
　小池　晃君　　大門実紀史君
予算委員
　辞任　　補欠
　石垣のりこ君　　蓮　舫君
　高木　真理君　　田名部匡代君
　石井めぐみ君　　猪瀬　直樹君
　中田　優子君　　安藤　裕君
　大門実紀史君　　小池　晃君
決算委員
　辞任　　補欠
　藤井　一博君　　牧野たかお君

行政監視委員
辞任　補欠
猪瀬　直樹君　石井めぐみ君
懲罰委員
辞任　補欠
蓮　舫君　石垣のりこ君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員
辞任　補欠
本田　顕子君　若林　洋平君
皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員
辞任　補欠
斎藤　嘉隆君　水岡　俊一君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
外交防衛委員会
理事　岩本　剛人君（岩本剛人君の補欠）
環境委員会
理事　森　まさこ君（森まさこ君の補欠）
理事　吉井　章君（吉井章君の補欠）
同日議員から次の議案が提出された。
国の出資を通じた特定民間賃貸住宅の供給の促進を図るための措置に関する法律案（奥村祥大君外一名発議）（参第二一号）
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘君外三名提出）（衆第三〇号）
賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘君外三名提出）（衆第三一号）
受託中小企業振興法の一部を改正する法律案（鈴木義弘君外三名提出）（衆第三二号）
ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案（鈴木義弘君外三名提出）（衆第三三号）
新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久君外二名提出）（衆第三四号）
公職選挙法の一部を改正する法律案（古川元久君外三名提出）（衆第三五号）
非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（森ようすけ君外三名提出）（衆第三六号）
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（山岡達丸君外十二名提出）（衆第三七号）
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名発議）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤孝恵君発議）
特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大君外一名発議）
国の出資を通じた特定民間賃貸住宅の供給の促進を図るための措置に関する法律案（奥村祥大君外一名発議）
同日委員長から次の報告書が提出された。
ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）審査報告書
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）審査報告書
種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書
国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）審査報告書
電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）審査報告書
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）審査報告書
皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八一号）
国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八二号）
国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八三号）
第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八四号）
国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八五号）
ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八六号）
同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八七号）
ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八八号）
パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八九号）
陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問主意書（羽田次郎君提出）（第九〇号）
帰化審査の厳格化に関する質問主意書（伊勢崎賢治君提出）（第九一号）
在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問主意書（伊勢崎賢治君提出）（第九二号）
関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問主意書（吉良よし子君提出）（第九三号）
ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書（辻元清美君提出）（第九四号）
将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第九五号）
ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問主意書（石垣のりこ君提出）（第九六号）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第七一号）
高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第七二号）
リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第七三号）
国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第七四号）
技術立国日本を支える人材育成に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第七五号）
原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七六号）
被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七七号）
「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七八号）

校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七九号）
持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第八〇号）
六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八一号）
国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八二号）
国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八三号）
第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八四号）
国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八五号）
ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八六号）
同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八七号）
ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八八号）
パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第八九号）
陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問主意書（羽田次郎君提出）（第九〇号）
帰化審査の厳格化に関する質問主意書（伊勢崎賢治君提出）（第九一号）
在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問主意書（伊勢崎賢治君提出）（第九二号）
関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問主意書（吉良よし子君提出）（第九三号）
ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書（辻元清美君提出）（第九四号）
将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第九五号）
ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問主意書（石垣のりこ君提出）（第九六号）

審査報告書

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ヒト胚又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを原則として禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための指針を策定しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、ゲノム編集技術等の技術の範囲及びヒトゲノム編集胚等の取扱いに係る具体的運用については、急速な技術の進展の動向を的確に把握し、専門的知見を十分に踏まえ、政令、指針等において適切に定めること。

二、違法な胎内移植が内密に遂行されることを防止するため、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに係る届出が確実に行われるよう周知を徹底すること。また、報告徴収等により得られた情報を最大限活用しつつ、研究機関における法令及び指針の遵守状況並びに研究の実施状況を適切に把握し、取扱いの適切な是正及び必要な指導監督を行うこと。さらに、無届又は違法な取扱いに関する情報を適切に把握するため、相談及び通報を受け付ける体制を整備するとともに、関係省庁間の情報共有を図り、必要に応じて捜査機関その他の関係機関と連携すること。

三、動物の胎内に移植する場合で、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして政令で定める要件については、研究機関におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いの実態と乖離したものとならないよう、専門的知見を踏まえ十分に検討した上で、胎盤の形成を開始する可能性がないことが科学的に担保され、かつ、個体産生に至ることがない適切な要件を定めること。

四、指針の策定及び変更に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議の意見のほか、国民の意見を十分聴取すること。また、ヒトゲノム編集胚等の基礎的研究の実施に関して、現行の指針等においては、あらかじめ研究機関等の倫理審査委員会での審査や、国の審議会の意見を踏まえた関係大臣等の確認を受けるものとされていることを踏まえ、新たに策定される指針等においても、適切な審査が行われるよう、必要な事項を定めること。

五、ヒトゲノム編集胚等の臨床利用に関しては、安全性の評価に関する考え方の構築、社会的倫理的課題に対応する体制の整備等が必要であることを踏まえ、諸外国の動向や技術水準の進展等を十分に把握し、それらも考慮しつつ、社会的受容性を確認しながら継続的に検討を行い、その結果に基づき、必要に応じて制度上の対応を適時適切に講ずること。

六、ヒトゲノム編集胚等の臨床利用に関する検討に当たっては、生殖補助医療や遺伝性・先天性疾患に対する医療を受ける者の意見を十分に聴くとともに、特定の疾病、障害又は身体的特徴を有する者及びその家族、医療従事者、生命倫理に関する専門家その他の幅広い当事者及び関係者の意見を十分に聴くこと。また、本法により届け出られる基礎的研究の内容も最大限活用すること。

七、前項の検討においては、諸外国における臨床利用の中にヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）により禁じられる行為があることを踏まえ、同法の在り方や適切な所管の設定も含め、必要な事項を一体的に検討すること。

八、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する制度の運用及び今後の検討に当たっては、人の尊厳及び生命倫理を尊重するとともに、将来世代への影響に十分留意し、また、多様性及び包摂性に十分配慮し、国民の理解の促進及び社会的信頼の確保に努めること。

右決議する。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、ヒト胚（はい）又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科学技術の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　ヒト胚　ヒトの一の細胞（ヒト生殖細胞を除く。）又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

二　ヒト生殖細胞　ヒトの精子（精子に変化する過程にある細胞を含む。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及び卵母細胞をいい、これらに変化する過程にある細胞を含む。）をいう。

三　ゲノム編集技術等　ゲノム編集技術（デオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列に関し、特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列における塩基間の結合を切断し、又は当該特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列を改変する技術をいう。）その他の核酸その他の遺伝子の発現と密接な関係を有する物の構造又は機能に影響を及ぼすことで遺伝子の発現に影響を与え得る技術であって政令で定めるものをいう。

四　ヒトゲノム編集胚等　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第四条第一項に規定する特定胚以外のヒト胚又はヒト生殖細胞であって次に掲げるものをいう。

イ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）

ロ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト生殖細胞（当該ヒト生殖細胞が一回以上分裂その他の変化をすることにより順次生ずるそれぞれのヒト生殖細胞を含む。）

ハ　ロに掲げるヒト生殖細胞と他のヒト生殖細胞との受精により生ずるヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）

五　動物　哺乳綱に属する種の個体（ヒトを除く。）をいう。

六　胎内　女性又は動物の雌の内生殖器をいう。

（禁止行為）

第三条　何人も、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植してはならない。ただし、ヒトゲノム編集胚等を動物の胎内に移植する場合で、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

（指針）

第四条　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、ヒトゲノム編集胚等が人又は動物の胎内に移植された場合に、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに予測し得ない遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、次に掲げる取扱い（以下「ヒトゲノム編集胚等の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

一　ヒトゲノム編集胚等の作成（当該作成のために行うヒトゲノム編集胚等の使用を含む。以下同じ。）

二　ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入

三　ヒトゲノム編集胚等の使用（第一号のヒトゲノム編集胚等の使用を除く。第六条第三項第三号ハ及び附則第三条第四項第三号ハを除き、以下同じ。）

四　前三号に掲げるもののほか、その保有するヒトゲノム編集胚等の管理その他の取扱い

2　指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　許容されるヒトゲノム編集胚等を取り扱う用途の要件に関する事項

二　ヒトゲノム編集胚等の作成に必要なヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容されるヒトゲノム編集胚等の作成の要件に関する事項

三　譲り受け、又は輸入するヒトゲノム編集胚等が適正な取扱いが行われたものであることその他の許容されるヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の要件に関する事項

四　許容されるヒトゲノム編集胚等の使用の要件に関する事項

五　その保有するヒトゲノム編集胚等の管理方法が適切であることその他の許容されるその保有するヒトゲノム編集胚等の管理の要件に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関して配慮すべき手続その他の事項

3　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合科学技術・イノ

ベーション会議の意見を聴かなければならない。

4　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（遵守義務）

第五条　ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、指針に従って行わなければならない。

（取扱計画書の届出）

第六条　ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画書（以下「取扱計画書」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、あらかじめ、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、保有するヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失については、この限りでない。

一　ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入をする場合　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める日

イ　ヒトゲノム編集胚等の作成のために他のヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入をする場合　ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の日又は当該他のヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の日のうちいずれか早い日

ロ　イに掲げる場合以外の場合　ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入の日のうちいずれか早い日

二　前号に掲げる場合以外の場合　ヒトゲノム編集胚等の使用を行う場合における当該使用の日

2　前項の規定による届出は、次に掲げる用途ごとに、これをしなければならない。

一　研究に関するものとして、次に掲げるいずれかの用途

イ　臨床研究（医薬品等（臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第三項に規定する医薬品等をいう。）を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいう。以下この号において同じ。）以外の研究であって、生殖医療に係る研究その他のこども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定することもをいう。）及び妊産婦その他母性の保健の向上に係る研究として政令で定めるもの

ロ　臨床研究以外の研究であって、公衆衛生の向上及び増進に係る研究（イの政令で定めるものを除く。）として政令で定めるもの

ハ　臨床研究以外の研究であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの

二　臨床研究

二　研究以外の用途

3　取扱計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　その取扱いを行うヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

三　ヒトゲノム編集胚等の作成を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該ヒトゲノム編集胚等の作成の方法

ロ　当該ヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ハ　当該ヒトゲノム編集胚等の作成のために、他のヒトゲノム編集胚等の使用をする場合にあっては、当該他のヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

ニ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の作成を行う場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該他のヒトゲノム編集胚等の作成の方法

(2)　当該他のヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ホ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をする場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該他のヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

(2)　当該他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の予定日

四　ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該ヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

ロ　当該ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の予定日

五　ヒトゲノム編集胚等を前項第一号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、当該研究の内容及び当該研究での使用の内容

六　ヒトゲノム編集胚等を前項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの

七　前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項

4　第一項の規定による届出をした者は、その届出をした取扱計画書（この項若しくは次項本文の規定による変更の届出又は同項ただし書の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「届出取扱計画書」という。）に係る前項各号に掲げる事項について主務省令で定める重要な変更（次条第一項及び第十二条の規定による届出取扱計画書に記載された事項の変更の命令に基づく変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

5　第一項の規定による届出をした者は、前項の場合を除き、届出取扱計画書に係る第三項各号に掲げる事項につき変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、この限りでない。

（届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令）

第七条　主務大臣は、前条第一項又は第四項の規定による届出があった場合において、その届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、前条第一項又は第四項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、主務大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

（届出に係るヒトゲノム編集胚等の作成等の制限）

第八条　第六条第一項又は第四項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日（前条第二項後段の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、それぞれ、届出取扱計画書に基づくヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしてはならない。

（偶然の事由によるヒトゲノム編集胚等の生成の届出）

第九条　第六条第一項の規定による届出をした者は、偶然の事由により届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等から別のヒトゲノム編集胚等が生じたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該生じたヒトゲノム編集胚等の廃棄を直ちに行う場合は、この限りでない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　生じたヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

三　生じたヒトゲノム編集胚等の生成の時期

四　生じたヒトゲノム編集胚等の管理の方法

五　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（記録）

第十条　第六条第一項又は前条の規定による届出をした者は、主務省令で定めるところにより、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一　作成、譲受け若しくは輸入をし、若しくは保有をし、又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

二　届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の時期又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の生成の時期

三　届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの経過又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の取扱いの経過

四　前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2　前項の記録は、主務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（ヒトゲノム編集胚等の譲渡し等の届出）

第十一条　第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄をし、又はそのヒトゲノム編集胚等が滅失したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し、輸出若しくは廃棄をし、又は滅失したヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量並びに当該ヒトゲノム編集胚等に係るゲノム編集技術等の内容

三　ヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失の時期及び廃棄又は滅失の場合にあっては、その態様

四　前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（ヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令）

第十二条　主務大臣は、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者がヒトゲノム編集胚等の取扱いを開始した後、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（個人情報の保護）

第十三条　第六条第一項の規定による届出をした者は、届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の作成に用いられたヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（報告徴収）

第十四条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者に対し、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第十五条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六条第一項若しくは第九条の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣等）

第十六条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる第六条第一項の規定による届出をした者の同条第二項各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一　第六条第二項第一号イに掲げる用途　内閣総理大臣及び文部科学大臣

二　第六条第二項第一号ロに掲げる用途　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣

三　第六条第二項第一号ハに掲げる用途　文部科学大臣

四　第六条第二項第一号ニ又は第二号に掲げる用途　厚生労働大臣

2　第十四条及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は文部科学大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第一項各号に掲げる用途に係る事務を円滑に実施するため、取扱計画書の共有その他の必要な情報の交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

4　この法律における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令・文部科学省令とする。

（権限の委任）

第十七条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）は、こども家庭庁長官に委任する。

2　前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

3　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（経過措置）

第十八条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十九条　第三条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしたとき。

二　第七条第一項の規定による命令に違反したとき。

三　第十二条の規定による命令に違反したとき。

第二十一条　第八条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成したとき。

四　第十条第二項の規定に違反したとき。

五　第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六　第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、ゲノム編集技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

（ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にその保有するヒトゲノム編集胚等についてヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者においては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に次項の規定により届出をした者においては、当該届出までの間。以下「猶予期間」という。）は、第五条及び第六条第一項の規定は適用しない。

2　前項のヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者が、猶予期間を経過して引き続き当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う場合においては、猶予期間を経過する日までの間におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いの内容及び同日後におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画を記載した書類を作成し、主務省令で定めるところにより、同日までの間に、これを主務大臣に届け出なければならない。

3　第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「附則第三条第二項」と読み替えるものとする。

4　第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　猶予期間を経過する日における取扱いに係るヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

三　施行日前にヒトゲノム編集胚等の作成を行い、又は施行日においてヒトゲノム編集胚等の作成を行っている場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該作成を行い、又は当該作成を行っているヒトゲノム編集胚等の作成の方法

ロ　当該作成を行ったヒトゲノム編集胚等の作成の日又は当該作成を行っているヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ハ　当該作成を行い、又は当該作成を行っているヒトゲノム編集胚等の作成のために、他のヒトゲノム編集胚等の使用をし、又は使用をしている場合にあっては、当該他のヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

ニ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の作成を行い、又は作成を行っている場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該作成を行い、又は当該作成を行っている他のヒトゲノム編集胚等の作成の方法

(2)　当該作成を行った他のヒトゲノム編集胚等の作成の日又は当該作成を行っている他のヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ホ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をした場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該他のヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

(2)　当該他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の日

四　施行日前にヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該ヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

ロ　当該ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の日

五　ヒトゲノム編集胚等を前項において準用する第六条第二項第一号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、当該研究の内容及び当該研究での使用の内容

六　ヒトゲノム編集胚等を前項において準用する第六条第二項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの

七　前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項

5　第二項の規定による届出は第六条第一項の規定による届出と、第二項の規定による届出に係る同項に規定する書類は同条第四項に規定する届出取扱計画書とそれぞれみなして、同項及び同条第五項並びに第七条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第四項	次項本文	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する次項本文
	同項ただし書	同条第五項の規定により適用する次項ただし書
	前項各号	同条第四項各号
第六条第五項	次条第一項	同条第五項の規定により読み替えて適用する次条第一項
	前項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する前項
	第三項各号	同条第四項各号
第七条第一項	前条第一項又は第四項の規定による届出があった	附則第三条第二項の規定による届出をした者が同条第五項の規定により読み替えて適用する前条第四項の規定による届出をした
第七条第二項	前条第一項又は第四項	附則第三条第二項の規定による届出をした者がした同条第五項の規定により読み替えて適用する前条第四項
第八条	第六条第一項又は第四項の規定による届出をした者	附則第三条第二項の規定による届出をした者であって、同条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第四項の規定による届出をしたもの
	前条第二項後段	附則第三条第五項の規定により適用する前条第二項後段
	それぞれ、届出取扱計画書	届出取扱計画書
第十六条第一項	同条第二項各号	附則第三条第三項において準用する第六条第二項各号
	第六条第二項第一号イ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号イ
	第六条第二項第一号ロ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ロ
	第六条第二項第一号ハ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ハ
	第六条第二項第一号ニ又は第二号	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ニ又は第二号
第十六条第二項	前項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する前項
第十六条第三項	第一項各号	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第一項各号
第二十条第一号	第六条第一項又は第四項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第四項
第二十条第二号	第七条第一項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第七条第一項
第二十一条	第八条	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第八条
第二十二条第一号	第六条第五項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第五項

第四条　前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（施行前の準備）

第五条　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、施行日前においても、第四条第一項から第三項までの規定の例により、指針を定めることができる。

２　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

３　第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された指針は、施行日において第四条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

審査報告書

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

農林水産委員長　藤木　眞也

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の気候の変動等の農業をめぐる情勢の変化に対応して農業の生産性の向上等を図るため、高温等による植物の生育への影響の緩和、省力化、多収化等に資する形質を有する品種であって、その種苗の広域の普及が見込まれるものを重要品種とした上で、その育成に関する計画の認定制度を設け、当該認定を受けた者に対する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備等の供用の特例等を措置するとともに、重要品種の種苗の生産に関する計画の認定制度を設け、当該認定を受けた者がその周辺の農業者と品種の交雑防止のための栽培管理に関する協定を締結した場合には当該協定に基づく農地利用の調整の承継効を認める等の措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年、温暖化等の気候変動、農業者の減少など我が国の農業をめぐる情勢が大きく変化し、農業生産活動への悪影響が顕在化する中、農業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給を確保するため、高温や病害虫に強く、単収が多い等の特徴を有する重要品種を育成し、広く普及を図ることが喫緊の課題となっている。このため、産官学連携の下、知的財産の保護にも留意しつつ、重要品種の育成・普及に継続的かつ安定的に取り組むことが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に係る国の基本方針の策定に当たっては、関係者間の連携・協力を前提に、重要品種の育成者、その種苗の生産者、その種苗を利用する農業者等の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。

二　基本方針においては、重要品種として育成を進めるべき多収化や高温耐性等の形質を明らかにすることはもとより、産官学連携の在り方、地域の実情を踏まえた対応、多様な品種の確保の方向性等についても示すよう努めること。また、重要品種の名称等の国が有する重要品種に係る情報については、都道府県の関係者をはじめ、幅広く周知すること。

三　育成した重要品種の知的財産の保護が図られるよう、我が国における品種登録出願の義務化、出願料等の減免とともに、海外での品種登録の取組について、必要な支援を行うこと。

四　重要品種育成事業計画の認定に当たっては、我が国の食料安全保障及び経済安全保障の確保の観点から、申請者及び事業の実施内容について様々な角度から丁寧に確認を行う等、厳格な審査に努めること。

五　都道府県基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う都道府県の過度な負担とならないよう、地域の実情に応じた適切な配慮を行うこと。

六　農業経営基盤強化促進法の特例により認定重要品種種苗生産事業活動実施者が地域計画の協議の場へ参加するに当たっては、当該種苗生産者も地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、協議の場を通じた地域農業者等との交流・連携が確実に進展するよう、環境整備を図ること。また、本特例による取組も含め、地域計画の見直し等の取組が全国的に着実に進められるよう、必要な支援を集中的に行うこと。

七　重要品種の育成及びその種苗の生産がより効果的に行われるよう、人材の育成・確保等の幅広い支援を図ること。

八　産官学による重要品種の育成・普及の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）による施設の供用や専門家の派遣等は、重要品種育成事業の推進への多大なる寄与が期待されることから、農研機構の施設や人員を充実させること。また、農研機構が保有するＤＮＡデータ、栽培試験データその他の育種基盤情報等は、我が国の貴重な知的財産であることに鑑み、その提供・利用に当たっては、知的財産や技術の国外への流出を防ぐ措置を講ずること。

九　米、小麦、大豆等の主要農作物の供給に関する国、都道府県の役割の重要性に鑑み、農研機構や都道府県の農業試験場等における新品種開発への取組状況を把握し、多角的に分析を行うこと。

十　前項の把握、分析を踏まえ、高温耐性品種の開発をはじめ、農研機構や各都道府県における現下の課題に対応した取組を後押しすること。そのため必要となる対応に十分な予算を確保するとともに、地方財政措置についても十分な措置を行うよう努めること。その際、研究開発を行う人材の重要性を強調するとともに、研究開発に係る技術等が的確に承継されるよう努めること。

十一　農研機構や各都道府県の農業試験場等の施設、設備の老朽化の状況、更新需要、現下の物価高騰等を踏まえ、研究開発に極力影響を与えないよう、的確な予算措置及び地方財政措置に努めること。

十二　植物新品種の開発は、利用者である農業者の所得向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、公的試験研究機関等における多様な優良品種の育成が持続的に行われるよう必要な支援を講ずること。

右決議する。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針（第五条）
第三章　重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置
　第一節　重要品種育成事業計画に係る措置（第六条―第十一条）
　第二節　重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置
　　第一款　都道府県基本計画（第十二条―第十五条）
　　第二款　重要品種種苗生産事業活動の促進（第十六条―第二十七条）
第四章　雑則（第二十八条―第三十一条）
第五章　罰則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「重要品種」とは、種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。以下同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。

二　当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。

三　品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。以下同じ。）を受けたものであること。

2　この法律において「育成」とは、第二十八条を除き、種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。

3　この法律において「種苗」とは、種苗法第二条第三項に規定する種苗（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものに限る。）をいう。

4　この法律において「重要品種育成事業」とは、重要品種となる品種の育成をする事業であって、その育成をした品種について品種登録を受けることを目指すものをいう。

5　この法律において「重要品種種苗生産事業活動」とは、重要品種である品種の種苗について、広域の普及を図ることに資するよう、効率的にその生産をする事業活動をいう。

（国の責務）

第三条　国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2　国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、農業者その他の関係者の需要に適確に対応した重要品種の種苗が普及するよう、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携において主導的役割を担うとともに、その蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

第二章　基本方針

第五条　農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

二　重要品種育成事業の促進に関する次に掲げる事項

イ　重要品種育成事業の促進の意義及び目標

ロ　重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

ハ　重要品種育成事業に係る国、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条第一項において同じ。）の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

三　重要品種種苗生産事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ　重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標

ロ　重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

ハ　重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

四　第十二条第一項に規定する都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する重要事項

3　農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置

第一節　重要品種育成事業計画に係る措置

（重要品種育成事業計画の認定）

第六条　重要品種育成事業を行おうとする研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の者（使用者等（種苗法第八条第一項に規定する使用者等をいう。以下この項及び次項第六号において同じ。）に該当する者については、職務育成品種（同条第一項に規定する職務育成品種をいう。以下同じ。）について契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ当該使用者等が同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下「品種登録出願」という。）をすることを定めた上で、職務育成品種として重要品種となる品種の育成をしようとする者に限る。）は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、重要品種育成事業の実施に関する計画（以下「重要品種育成事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。この場合において、重要品種育成事業を行おうとする者が共同して重要品種育成事業計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

2　重要品種育成事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重要品種育成事業の目標

二　重要品種育成事業により育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性

三　重要品種育成事業により育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置

四　重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間

五　重要品種育成事業の実施体制

六　申請者が使用者等に該当する場合においては、重要品種育成事業により育成をする職務育成品種に係る契約、勤務規則その他の定めに関する事項

3　重要品種育成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第三号に定める事項については、研究機構が単独で又は他の重要品種育成事業を行おうとする者と共同して当該重要品種育成事業計画を作成する場合には、記載することができない。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において、種苗の生育の状況の判別その他の重要品種育成事業の実施のため無人航空機（同法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下この号及び次号において同じ。）を飛行させる行為（航空機（同条第一項に規定する航空機をいう。次号及び第五項において同じ。）の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものに限る。）　当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

二　航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる方法のいずれかによらずに、種苗の生育の状況の判別その他の重要品種育成事業の実施のため無人航空機を飛行させる行為（当該行為の飛行の方法が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものに限る。）　当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

三　研究機構の保有する研究開発に係る施設、設備、機器、装置、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）及び土地のうち重要品種育成事業の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「研究開発設備等」という。）の利用当該研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容及び期間に関する事項

4　農林水産大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る重要品種育成事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　当該重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業により育成をする品種がその第二項第二号に掲げる形質に係る特性の全部又は一部によって日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されることが見込まれるものであること。

四　申請者が重要品種育成事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有するものであること。

5　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、同項の規定による申請に係る重要品種育成事業計画に第三項第一号又は第二号に定める事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項に係る同項第一号又は第二号に掲げる行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、その同意をするものとする。

6　農林水産大臣は、第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

（重要品種育成事業計画の変更等）

第七条　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る重要品種育成事業計画に従って設立された法人を含む。以下「認定重要品種育成事業者」という。）は、当該認定に係る重要品種育成事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定重要品種育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　農林水産大臣は、認定重要品種育成事業者が前条第一項の認定に係る重要品種育成事業計画

（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定重要品種育成事業計画」という。）に従って重要品種育成事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　農林水産大臣は、前条第三項第三号に定める事項が記載された認定重要品種育成事業計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

5　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（航空法の特例）

第八条　第六条第三項第一号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）があったときは、当該認定の日において、認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。

2　第六条第三項第二号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、当該認定の日において、認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。

（研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務）

第九条　第六条第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、研究機構は、研究開発設備等を認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる利用に供する業務を行うことができる。

2　研究機構は、認定重要品種育成事業者の依頼に応じて、前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

3　第六条第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、認定重要品種育成事業者は、当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って研究開発設備等を利用することができる。

（認定重要品種育成事業者が育成をした品種に係る措置）

第十条　認定重要品種育成事業者は、認定重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業により育成をする品種の育成をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、当該品種が保持していると思料するその形質に係る特性その他の当該品種の概要（当該品種が職務育成品種である場合には、その旨を含む。）を農林水産大臣に報告しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による報告に基づき、当該報告に係る品種が、当該品種が保持している形質に係る特性の全部又は一部によって日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されるもの（次項において「区別性品種」という。）であるかどうかについて確認し、その結果を当該報告をした認定重要品種育成事業者に通知するものとする。

3　認定重要品種育成事業者は、前項の規定により当該報告に係る品種が区別性品種であると確認された旨の通知を受けたときは、当該通知に係る品種について、遅滞なく、品種登録出願をするものとする。

4　農林水産大臣は、前項の規定により同項の品種に係る認定重要品種育成事業計画に記載された重要品種育成事業の実施期間（次項において「重要品種育成事業の実施期間」という。）内に品種登録出願がされたときは、当該品種登録出願について、当該品種に係る認定重要品種育成事業者が種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を、政令で定めるところにより、軽減し、又は免除することができる。

5　農林水産大臣は、第三項の規定により重要品種育成事業の実施期間内に品種登録出願がされた品種が品種登録を受けたときは、当該品種登録を受けた品種について、当該品種に係る認定重要品種育成事業者が種苗法第四十五条第一項の規定により納付すべき第一年から第六年までの各年分の登録料を、政令で定めるところにより、軽減し、又は免除することができる。

（育成重要品種の育成者権者の育成重要品種の種苗の利用における努力義務）

第十一条　前条第三項の規定により品種登録出願がされた品種であって、品種登録を受けたもの（以下この条及び第十四条において「育成重要品種」という。）の育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の利用（その品種の種苗について行う種苗法第二条第五項第一号に掲げる行為をいう。）に対し受けるべき金銭の額を著しく高い額とすることその他の当該育成重要品種の種苗の広域の普及の妨げとなると認められる行為をしないよう努めなければならない。

第二節　重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置

第一款　都道府県基本計画

（都道府県基本計画）

第十二条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称及びその種苗の効率的な生産の振興に関する目標

二　重要品種種苗生産事業活動の内容に関する事項

三　重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）

四　実施区域において重要品種種苗生産事業活動によるその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称及びその種苗の良好な生産団地の形成に関する事項

五　重要品種種苗生産事業活動により生産された種苗を広域に普及させるための措置

六　前各号に掲げるもののほか、重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

3　都道府県は、都道府県基本計画を作成するときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4　都道府県は、都道府県基本計画を作成するときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都道府県基本計画の案を、それを作成しようとする理由を記

載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該縦覧に供された都道府県基本計画の案について、その都道府県に意見書を提出することができる。

6　農林水産大臣は、都道府県基本計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　都道府県基本計画の実施が当該都道府県基本計画を作成した都道府県の区域における重要品種の種苗の生産の振興に資するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7　重要品種種苗生産事業活動を行おうとする農業者、農業に関する団体その他の者は、当該重要品種種苗生産事業活動を行おうとする区域をその区域に含む都道府県に対し、農林水産省令で定めるところにより、都道府県基本計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都道府県基本計画の素案（都道府県基本計画の変更の素案を含む。）を作成して、これを提示しなければならない。

8　前項の都道府県は、同項の提案を踏まえた都道府県基本計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

9　都道府県は、都道府県基本計画が第一項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画の変更）

第十三条　都道府県は、前条第一項の同意を得た都道府県基本計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　前条第三項から第六項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による都道府県基本計画の変更について準用する。

（都道府県に対する情報の提供）

第十四条　国は、都道府県による都道府県基本計画の作成及び第十二条第一項の同意をした都道府県基本計画（前条第一項の規定による変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「同意都道府県基本計画」という。）の実施に資するため、育成重要品種その他の当該都道府県の区域の自然的社会的諸条件からみてその種苗の効率的な生産を振興することが適当な重要品種に関する情報及び当該都道府県による重要品種種苗生産事業活動に必要な情報の提供を行うものとする。

（報告の徴収）

第十五条　農林水産大臣は、都道府県に対し、同意都道府県基本計画の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第二款　重要品種種苗生産事業活動の促進

（重要品種種苗生産事業活動計画の認定）

第十六条　同意都道府県基本計画における実施区域において重要品種種苗生産事業活動を行おうとする農業者、農業に関する団体その他の者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、重要品種種苗生産事業活動の実施に関する計画（以下「重要品種種苗生産事業活動計画」という。）を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者が共同して重要品種種苗生産事業活動計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2　重要品種種苗生産事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　重要品種種苗生産事業活動による重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標

二　重要品種種苗生産事業活動の内容及び実施期間

三　重要品種種苗生産事業活動の実施体制

3　重要品種種苗生産事業活動計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　重要品種種苗生産事業活動の用に供する農業用施設の整備に関する次に掲げる事項

イ　当該農業用施設の種類及び規模その他の当該農業用施設の整備の内容

ロ　当該農業用施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

ハ　その他農林水産省令で定める事項

二　重要品種種苗生産事業活動における農業の生産性の向上及び経営の改善に向けて行う農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十二条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の集団化その他農地の利用の効率化に関する事項

三　重要品種種苗生産事業活動における重要品種の種苗の生産団地における農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。第三十一条第一号及び第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に関する農業上の利用の調整及び栽培の管理に関する事項

4　都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る重要品種種苗生産事業活動計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　同意都道府県基本計画に適合するものであり、かつ、当該重要品種種苗生産事業活動計画に係る重要品種種苗生産事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること。

二　当該重要品種種苗生産事業活動計画に前項第一号に掲げる事項（同号ロの土地が指定市町村（農地法第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の区域以外の区域内にある農地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

三　当該重要品種種苗生産事業活動計画に前項第一号に掲げる事項（同号ロの土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農用地であり、同号の農業用施設の用に供することを目

的として、農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得するに当たり、同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

5　都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項（同号ロの土地が農用地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下同じ。）であって、指定市町村の区域内にある土地に係るものが記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

6　指定市町村の長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する場合にあっては、同法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

7　都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項（同号ロの土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

8　都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る土地をその区域に含む農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項本文に規定する農業委員会をいい、同項ただし書又は同条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

9　農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（第三項第一号ロの土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

10　前項に定めるもののほか、農業委員会は、第八項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

11　第七項から前項までの規定は、指定市町村の長が第五項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第七項中「に限り」とあるのは「であって」と、同項及び第八項中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。

12　都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画の概要を公表するとともに、当該重要品種種苗生産事業活動計画に従って行われる重要品種種苗生産事業活動を実施する区域をその区域に含む関係市町村（第十九条において「実施関係市町村」という。）の長に当該重要品種種苗生産事業活動計画の写しを送付しなければならない。

（重要品種種苗生産事業活動計画の変更等）

第十七条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定重要品種種苗生産事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、認定重要品種種苗生産事業活動実施者が前条第一項の認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定重要品種種苗生産事業活動計画」という。）に従って重要品種種苗生産事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（農地法の特例）

第十八条　認定重要品種種苗生産事業活動実施者が認定重要品種種苗生産事業活動計画（第十六条第三項第一号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従って同号の農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2　認定重要品種種苗生産事業活動実施者が認定重要品種種苗生産事業活動計画に従って第十六条第三項第一号の農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する場合には、同法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（農業経営基盤強化促進法の特例）

第十九条　認定重要品種種苗生産事業活動計画に記載された第十六条第三項第二号に掲げる事項に係る農地をその区域に含む実施関係市町村が、当該農地を含む区域について、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条第一項の規定により協議の場を設ける場合には、当該認定重要品種種苗生産事業活動計画に係る認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、当該協議の場への参加の申出をすることができる。

2　前項の規定による申出を受けた実施関係市町村は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

（重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定）

第二十条　同意都道府県基本計画において定められた実施区域内にある相当規模の一団の農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。）は、当該実施区域において認定重要品種種苗生産事業活動計画（第十六条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる重要品種種苗生産事業活動の円滑な実施のため、市町村長（次項第一号に規定する協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下同じ。）の認可を受けて、重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

2　協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。）

二　協定区域内の農用地に関する農業上の利用の調整に関する事項

三　重要品種の種苗並びに当該種苗以外の種苗及び農産物の生産における栽培の管理に関する事項

四　協定の有効期間

五　協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

3　協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。

4　協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

5　協定の有効期間は、五年を超えてはならない。

（公告及び縦覧）

第二十一条　市町村長は、前条第一項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該申請に係る協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2　前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告に係る協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（認可）

第二十二条　市町村長は、第二十条第一項の認可の申請について次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一　申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二　協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

三　協定の内容が同意都道府県基本計画の達成に資すると認められるものであること。

2　市町村長は、第二十条第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該公告に係る協定の写しを当該市町村（協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県）の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

（変更の認可）

第二十三条　第二十条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の認可について準用する。

（協定の効力）

第二十四条　第二十二条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。

（廃止の認可）

第二十五条　第二十条第一項又は第二十三条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（認可の取消し）

第二十六条　市町村長は、第二十条第一項又は第二十三条第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第二十二条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

2　市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該取消しを受けた協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第二十七条　第二十条第一項又は第二十三条第一項の認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について所有権以外の農地法第三条第一項本文に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるため、同条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更するべきことを要請することができる。

2　前項の規定による要請に基づき、市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第四章　雑則

（人材の育成及び確保）

第二十八条　国は、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に資するよう、地方公共団体及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）との連携及び協力を図り、重要品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。）及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。

（国際的な連携の確保）

第二十九条　国は、国際的協調の下で重要品種の

適正な利用を確保することの重要性に鑑み、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する育成者権、特許権、商標権その他の知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、我が国における気候の変動に適応した重要品種の育成に資するため、外国の政府又は国際機関と共同して行う研究その他の国際的な連携の下に行う取組を推進するとともに、その成果の普及及び活用を図るものとする。

（報告の徴収）

第三十条　農林水産大臣は、認定重要品種育成事業者に対し、認定重要品種育成事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2　都道府県知事は、認定重要品種種苗生産事業活動実施者に対し、認定重要品種種苗生産事業活動計画の実施状況について報告を求めることができる。

（事務の区分）

第三十一条　この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第十六条第五項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。）

二　第十六条第七項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務

三　第十六条第八項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。）

第五章　罰則

第三十二条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行のために必要な準備）

第二条　農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、この法律の施行前においても、関係行政機関の長に協議し、及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第　　号）	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　第十六条第五項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。） 二　第十六条第七項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務 三　第十六条第八項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。）

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第五条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「令和四年法律第三十七号）及び」を「令和四年法律第三十七号）、」に、「の規定」を「及び重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第　　号）の規定」に改める。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第六条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第十七条に規定する業務」の下に「、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第　　号）第九条第一項及び第二項に規定する業務」を加える。

審査報告書

種苗法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

農林水産委員長　藤木　眞也

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、育成者権侵害の多様化が進んでいる状況に鑑み、育成者権の保護の強化及びその円滑な行使の確保のため、育成者権の存続期間の延長、品種登録出願中の出願品種の種苗等の輸出の差止めに係る制度の創設、登録品種の名称に係る推定規定の創設、損害額の算定において育成者権者の利用能力を超える一定の数量を加算できるような損害額の推定規定の見直し等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国において農業の持続的発展を図るためには、優良な品種を用いた国産農産物の産地形成や輸出促進が重要であるが、近年、登録品種の育成者権侵害の多様化や品種登録出願中の新品種の海外流出などの課題が顕在化している。こうした状況に対処するため、育成者権保護の更なる強化を図ることが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　育成者権の存続期間の延長を既存の登録品種に適用するに当たっては、当該品種を利用する農業者への影響がないよう、制度の周知徹底を図ること。

二　品種登録前の出願品種の種苗の輸出に係る差止請求制度を創設するに当たっては、従来の制度と合わせて丁寧な説明を行うとともに、利害関係者からの相談等に対応する体制を整備すること。

三　種苗の輸出目的での保管にも育成者権の効力が及ぶことについて、保管行為等に関わる第三者が意図せずに育成者権侵害事案に関与することを防止するため、幅広い関係者に対して、制度見直しの内容の周知徹底を図るとともに、適切な運用を行うこと。

四　種苗の貸渡しを保護の対象とするに当たっては、従来の譲渡による慣行との相違や、虚偽表示禁止違反の刑事罰化等について、育成者権者、苗木業者、農業者等の関係者に対し、丁寧な制度の説明を行うこと。

五　品種登録出願の優先審査の導入に当たっては、対象要件を明確にするとともに、選定及び審査の透明性を確保すること。

六　幅広い育成者権者の権利の保護・活用を図るため、登録品種の海外における保護・活用を担う育成者権管理機関の早期立上げ・事業化に向けた支援を行うこと。また、海外ライセンス指針を踏まえた戦略的な海外ライセンスの実現に向けては、国内市場への影響や国際市場における輸出との競合等に対する国内産地や生産者の懸念に十分配慮すること。

右決議する。

種苗法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

種苗法の一部を改正する法律案

種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十四条」を「―第十四条の二」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第二条第五項第一号中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に改め、「譲渡し」の下に「、貸し渡し」を加える。

第十四条の見出しを「（出願公表に係る出願品種の利用に関する補償金の支払請求）」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

（出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権）

第十四条の二　出願者は、出願公表があった後に第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種（同号に定める事項について同項の規定による届出がされたものに限る。以下この項において同じ。）、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種（以下この項において「出願品種等」と総称する。）の種苗を輸出し、又は最終消費以外の目的をもって出願品種等の収穫物を輸出する者（当該出願品種の育成をした者よりも先に当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者を除く。次項において「出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者」という。）に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができる。

2　出願者は、前項の規定による請求をするに際し、当該請求に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者に対し当該請求に係る輸出する行為を組成した種苗又は収穫物の廃棄その他の当該輸出する行為を防止するために必要な行為を請求することができる。

3　前二項の規定による請求権の行使は、前条第一項の規定による請求権の行使を妨げない。

4　出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一

号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項及び第二項の規定による請求権は、初めから生じなかったものとみなす。

5　出願者が第一項及び第二項の規定による請求権の行使をした場合において、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、当該出願者は当該請求権の行使により相手方に与えた損害を賠償する責に任ずる。

6　第三十六条から第三十七条の二まで及び第四十条から第四十三条までの規定は、第一項及び第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

7　出願者が第一項及び第二項の規定による請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができる。

第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三を第十五条の四とする。

第十五条の二第一項中「前条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（出願品種の審査における優先審査）

第十五条の二　農林水産大臣は、品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができる。

第十七条第一項第二号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第十五条の二第四項」を「第十五条の三第四項」に改める。

第十七条の二第六項中「から第十五条の四まで」を「及び第十五条の三から第十五条の五まで」に改め、同条第七項中「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改める。

第十九条第二項中「二十五年」を「三十五年」に、「三十年」を「四十年」に改める。

第二十一条第一項第二号及び第三号中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に改め、「譲渡し」の下に「、貸し渡し」を加え、同条第二項中「加工品が」の下に「日本国内で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　当該登録品種等の種苗を生産する行為

二　当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し当該登録品種等の種苗を輸出し、又は当該国に対し輸出する目的をもって保管する行為

三　前号に規定する国に対し最終消費以外の目的をもって当該登録品種等の収穫物を輸出し、又は当該国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

第二十一条の二第一項第一号イ中「前条第二項ただし書」を「前条第二項第二号」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げる行為を制限する旨

(1)　前条第二項第二号に規定する国以外の国であって指定国以外の国（以下この(1)及び(2)において「非指定国」という。）に対し種苗を輸出し、又は非指定国に対し輸出する目的をもって保管する行為

(2)　非指定国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は非指定国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

第二十一条の二第五項中「譲渡する者」を「譲渡し、又は貸し渡す者」に、「譲渡する場合」を「譲渡し、又は貸し渡す場合」に、「譲渡する種苗」を「譲渡し、若しくは貸し渡す種苗」に改め、同条第六項中「譲渡」を「譲渡又は貸渡し」に改める。

第二十二条中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に、「又は譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改める。

第三十四条第一項中「その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、」を「次に掲げる額の合計額を、当該」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　当該育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額に、自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者が譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた数量（同号において「利用相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該育成者権者又は専用利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二　譲渡数量のうち利用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（当該育成者権者又は専用利用権者が、当該育成者権者の育成者権についての専用利用権の設定若しくは通常利用権の許諾又は当該専用利用権者の専用利用権についての通常利用権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該育成者権又は専用利用権に係るその侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額

第三十四条第三項中「登録品種等」を「侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、育成者権者又は専用利用権者が、自己の育成者権又は専用利用権に係る当該利用の対価について、当該育成者権又は専用利用権の侵害があったことを前提として当該育成者権又は専用利用権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該育成者権者又

は専用利用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第三十五条の三第三項中「から第十五条の四まで」を「及び第十五条の三から第十五条の五まで」に改め、同条第四項中「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に、「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改め、同条を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（登録品種の名称に係る推定）

第三十五条の三　登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡若しくは貸渡しの申出をし、又は種苗を譲渡し、若しくは貸し渡した場合には、当該種苗は、当該登録品種の種苗であると推定する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（第三者の意見）

第三十七条の二　育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、当該訴えに係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法（民事訴訟法第百三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

2　前項に規定する裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴が提起された裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

3　当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。

4　民事訴訟法第九十一条第五項（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

5　第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第四十七条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

第五十五条第一項中「譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改め、同条第二項中「譲渡」を「譲渡又は貸渡し」に改める。

第五十六条第二号中「譲渡又は譲渡」を「譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡し」に改め、同条第三号中「譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改める。

第七十四条中「第十五条の二第五項」を「第十五条の三第五項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第七十五条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十六条とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

（名称使用義務等の違反に対する過料）

第七十五条　第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び第二十一条第二項の改正規定（「加工品が」の下に「日本国内で」を加える部分に限る。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の種苗法（附則第五条において「新法」という。）第十四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条並びに附則第五条及び第六条において「施行日」という。）において現に出願公表がされている出願品種（その品種登録出願がこの法律による改正前の種苗法（附則第五条において「旧法」という。）第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断がされていないものに限る。）及び施行日後に出願公表がされる出願品種について適用する。

（育成者権の存続期間に関する経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の種苗法第十九条第二項の規定は、当該改正規定の施行の日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）に現にその存続期間が満了していない育成者権について適用し、一部施行日前に存続期間が満了した育成者権については、なお従前の例による。

第四条　前条の規定により附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の種苗法第十九条第二項の規定の適用を受けることとなる育成者権であって、当該改正規定の施行がないとした場合にその存続期間が一部施行日から起算して三十日を経過する日までに満了するものに係る当該存続期間の満了の年の次の一年分の種苗法第四十五条第一項の規定による登録料の納付についての同条第六項及び同法第四十九条第四項の規定の適用については、同法第四十五条第六項中「前年」とあるのは「種苗法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して三十日を経過する日」と、同法第四十九条第四項第三号中「第四十五条第六項に規定する期間が経過した」とあるのは「種苗法の一部を改正する法律附則第四条に規定する存続期間が満了した」とする。

（輸出等の行為に係る制限の公示に関する経過措置）

第五条　施行日前に旧法第二十一条の二第一項第一号に規定する事項について同条第三項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二十一条の二第三項の規定によりされた公示とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第九条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

審査報告書

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

内閣委員長　北村　経夫

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を設けようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　特に政治的意見表現や芸術表現を含む国旗の使用への萎縮効果等を生じさせないようにすることに留意し、第二条第一項の罪（以下「国旗損壊罪」という。）の客体に該当するもの及びアニメ、漫画、ゲーム、生成ＡＩによる制作物といった客体に該当しないものの双方について、できる限り具体的かつ明確に示すこと等を通じ、国民に対する本法の趣旨及び内容の周知に努めること。

二　「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に該当するかどうかの判断については、国旗を損壊する等の行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものであり、国旗に記載された文言等の表現内容に基づいて判断するものではないことに十分留意すること。

三　政治的意見表現や芸術表現など「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」として正当に保障される国旗への表現やメッセージの記載は第二条第一項の構成要件のうち「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」によるものに該当しないことを遵守して運用すること。

四　全国の警察官、検察官等が政治的意見表現や芸術表現などへの無用の萎縮を招かぬよう留意しつつ、本法を適切に運用するため、本法の趣旨及び内容を本法の施行までに周知徹底すること。

五　附則第二項に基づく検討に当たっては、国旗を損壊等する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊等された国旗を公然と陳列する行為等の発生の状況、国旗損壊罪の運用状況等を適切に把握するとともに、「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」に十分配慮すること。

六　国旗に対する感情は個々に醸成されるものであることから、国旗に対する特定の思想や感情を強制することのないようにすること。

右決議する。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年六月三十日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

国旗の損壊等の処罰に関する法律

（定義）

第一条　この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律（平成十一年法律第百二十七号）に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

（罰則等）

第二条　人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

（適用上の注意）

第三条　この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（検討）

2　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

電気事業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

経済産業委員長　浜口　誠

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における電気事業をめぐる状況を踏まえ、電気の安定的かつ安全な供給の更なる確保に向けて、基幹送変電設備の整備に対する広域的運営推進機関による貸付け制度、一定規模以上の発電事業者の発電等用電気工作物の廃止等に係る協議規定及び当該発電等用電気工作物の大規模な整備に対する広域的運営推進機関による貸付け制度を創設するとともに、これらの貸付けに要する資金の確保、事業用電気工作物の基準適合性の確保に係る製造事業者等の協力の義務付け等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、令和八年度財政投融資計画において、電力広域的運営推進機関に対する財政融資五百四十億円が計上されている。

――――――――――――

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　大規模送電線及び大規模電源の整備については、エネルギー安全保障及び安定供給の観点から、その必要性並びに国の関与及び支援の在り方を明確にし、国が主体的に責任を果たしつつ推進すること。その際、大規模需要の不確実性も考慮すること。また、再生可能エネルギーの促進に当たっては、出力変動を補完する調整力及び供給力の確保並びに系統整備費その他関連費用が需要家の過度な負担とならないよう配慮し、広く国民の理解を得ながら推進すること。あわせて、将来にわたる電力の需給見通しを策定するに当たっては、電力広域的運営推進機関の知見を尊重し、実態に近いものとなるよう努めること。

二　地域内送電線等及び大規模電源の整備計画の認定については、事業者の予見可能性の向上を図る観点から、その基準を明確に定め、その基準の内容については国会の求めに応じ、速やかに報告すること。また、整備等に必要な資金の貸付け原資には財政投融資等の公的資金を含むことを踏まえ、その妥当性、回収可能性、政策効果等について、事後の検証が可能な形で定期的に評価・検証を行うとともに、国際的な脱炭素化の状況や電力需要の見通しの変化等も踏まえ、必要な投資が適切に進むよう制度を設計すること。

三　電力広域的運営推進機関が一般送配電事業者等及び大規模発電事業者に対して行う資金の貸付けについては、透明性・公平性の確保に留意した上で適切に行うとともに、貸付業務の知見を有する専門人材の確保に向けた取組を進めること。

四　大規模発電事業者が大規模電源を休廃止する際に一般送配電事業者等との事前協議を実施するに当たっては、当該情報が大規模発電事業者にとって秘匿性が高く、地域経済や雇用への影響が懸念されることを踏まえ、当該情報が適切に取り扱われるよう万全を期すこと。特に大規模火力発電については、国際情勢の変化等に対応するために停止及び稼働が繰り返されている現状に鑑み、できる限り長期の需給の見通しを明らかにし、地域産業や人材育成、雇用の持続性が損なわれることがないようにしつつ、その事業継続の経営判断において事業者の自主性が尊重されるようにすること。

五　広域での電力取引によって生じる値差収益については、その収益が地域間連系線の制約によって発生することを踏まえ、広域系統整備その他電力の安定供給の確保に真に資する事業の財源に充当することとし、その使途を明確に定めた上で運用すること。また、予算上に際しては、透明性の確保に努め、国民及び国会に対する説明責任を十分に果たすこと。

六　電力取引市場制度の見直し及び新たな市場の創設に当たっては、制度の過度な複雑化により国民及び事業者等の理解が損なわれることがないよう留意し、十分な周知及び準備期間の確保を図ること。

七　小売電気事業者による不適切な販売行為その他不正行為については、電気事業に対する国民の信頼確保の観点から、監督及び取締り並びに必要な制度整備の強化を図ること。

八　太陽電池発電設備の構造安全性に関する適合性確認の詳細な制度設計に当たっては、登録適合性確認機関の審査に加え、適切な構造安全性を有する設備に関する民間認証制度や規格を活用した標準化等の環境整備についても検討を進め、必要となる措置を講ずること。

九　太陽電池発電設備等の安全性の確保に当たっては、構造安全性のみならず、設備管理者の作業安全、火災等による被災防止及び消火活動時の安全確保についても十分配慮すること。

また、新技術の導入及び設置環境の多様化に対応し、実効性のある保安制度の整備及び高度化について積極的に取組を進めること。

十　事業用電気工作物の事故原因究明や再発防止等については、設置者の求めに応じて製造事業者等から十分な協力が得られるよう、必要に応じて適切に対応すること。あわせて、独立行政法人製品評価技術基盤機構の体制強化を含め、行政機関における事故原因の分析能力の向上に努めること。

十一　電力設備の整備及び保守保安に従事する人材が安定供給を支える基盤であることから、点検及び保守業務の増加、高度化に対応するため、現場の人材不足の深刻化が見込まれる状況を踏まえ、国が主体となって電力関連産業の将来方針を示し、安心して働くことができる環境を整えるとともに、産学官の連携の下、人材の確保及び育成に関し必要な施策を総合的に講ずること。また、本法の制度対応に伴う現場の業務負担に配慮し、適切な労働環境の確保が図られるよう留意すること。あわせて、保安規制の実効性は、それを担う人材の確保及び現場の実態に依拠することに鑑み、その実態を十分に踏まえた制度運用を行うこと。

十二　平成二十七年に成立した改正電気事業法の附則に基づいて実施した電力システム改革の検証については、電気事業及び電力システムの制度を取り巻く状況を踏まえ、本法の実施状況及び効果の検証を含め、継続して実施すること。

十三　大規模電源としての太陽電池発電設備、風力発電設備の導入の促進に当たっては、出力当たりの開発面積が大きく、設備撤去後まで含めた環境と住民生活への影響が広範囲・長期間に及ぶ特性を踏まえ、関係省庁とも連携し、地域との共生を進める観点から、安全性の確保、自然環境の保護、景観の保護等の推進に努めること。

右決議する。

――――――――――――

電気事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二十五日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

――――――――――――

電気事業法の一部を改正する法律案

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）」を「第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）　第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等（第二十七条の三の二・第二十七条の三の三）」に、「第二十七条の二十九の六」を「第二十七条の二十九の八」に、「第二十八条の五十」を「第二十八条の五十の四」に、「第七章　卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）」

「第七章　卸電力取引所
第一節　短期卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）
第二節　中長期卸電力取引所（第九十九条の十九―第九十九条の二十二）」
に改める。

第二条第一項第十四号中「発電等用電気工作物が」を「発電等用電気工作物の出力の合計が一万キロワットを超えない範囲内において経済産業省令で定める出力を超えることその他」に改める。

第二条の九第二項中「前項の場合」を「前二項の規定による登録の取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、小売電気事業者が正当な理由がないのに、第二条の二の登録を受けた日から一年以内に小売電気事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、同条の登録を取り消すことができる。

第二条の十中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条第一項第一号中「供する目的」の下に「（第二十七条の二十八の二第一項の協議の相手方以外の電気供給事業者が維持し、及び運用する同項に規定する大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する情報を保有している場合において当該協議を行うときは、当該情報については当該協議を適確に行うために当該協議の用に供する目的に限る。）」を加える。

第二章第二節に次の一款を加える。

第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等

（基幹送変電設備整備等計画の認定）

第二十七条の三の二　送電用の電気工作物であつてその電圧の値が経済産業省令で定める値以上のもの又は当該送電用の電気工作物と電気的に接続される変電用の電気工作物であつてその出力が経済産業省令で定める出力以上のもの（第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定められたものを除く。以下「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「基幹送変電設備整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　基幹送変電設備整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　整備又は更新を実施しようとする基幹送変電設備の設置の場所、その規模その他当該基幹送変電設備に関する事項

二　基幹送変電設備の整備又は更新の実施期間

三　基幹送変電設備の整備又は更新の実施体制

四　基幹送変電設備の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五　基幹送変電設備の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六　前各号に掲げるもののほか、基幹送変電設備の整備又は更新の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る基幹送変電設備整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、当該申請に係る一般送配電事業者がその事業の用に供する電線路の容量を一定の値以上増加させるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。

二　基幹送変電設備整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該基幹送変電設備整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

（認定を受けた基幹送変電設備整備等計画の変更等）

第二十七条の三の三　前条第一項の認定を受けた者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定一般送配電事業者」という。）は、当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、認定一般送配電事業者が当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて基幹送変電設備の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、前項に規定する基幹送変電設備整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定一般送配電事業者に対して当該基幹送変電設備整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第二十七条の七の二第一項中「十年」を「二十年」に改める。

第二十七条の十一の次に次の一条を加える。

（基幹送変電設備整備等計画の認定等）

第二十七条の十一の七　基幹送変電設備の整備又は更新を実施しようとする送電事業者は、第二十七条の三の二第二項各号に掲げる事項を記載した基幹送変電設備整備等計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　第二十七条の三の二第三項の規定は前項の認定及び送電事業者に、第二十七条の三の三第一項の規定は当該認定及び当該認定を受けた送電事業者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定送電事業者」という。）に、第二十七条の三の三第二項及び第三項の規定は認定送電事業者及び当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画（この項において準用する同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に、それぞれ準用する。

3　第二十七条の三の二第三項の規定は、前項において準用する第二十七条の三の三第一項の規定による変更の認定及び認定送電事業者に準用する。

第二十七条の二十八の次に次の一条を加える。

（大規模発電事業者の大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する協議）

第二十七条の二十八の二　発電事業者であつてその事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上の範囲内において経済産業省令で定める出力以上である者（以下この項及び第二十七条の二十九の七第一項において「大規模発電事業者」という。）は、経済産業省令で定める出力以上の出力の発電等用電気工作物（以下この項において「大規模発電等用電気工作物」という。）の使用を休止し、又はこれを廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その使用の休止又は廃止の日前の経済産業省令で定める日までに、当該大規模発電事業者から電気の供給を受ける一般送配電事業者又は配電事業者と、大規模発電等用電

気工作物の使用の休止又は廃止の期日その他の一般送配電事業又は配電事業における電気の供給に影響を及ぼす大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する事項として経済産業省令で定めるものについて協議をしなければならない。

2　前項の協議を求められた一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第二章第五節に次の二条を加える。

（発電等用電気工作物整備等計画の認定）

第二十七条の二十九の七　発電等用電気工作物であつてその出力（二以上の発電等用電気工作物にあつては、その出力の合計）が経済産業省令で定める出力以上のものの整備又は更新を実施しようとする大規模発電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「発電等用電気工作物整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　発電等用電気工作物整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物の設置の場所、その規模その他当該発電等用電気工作物に関する事項

二　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施期間

三　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施体制

四　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六　前各号に掲げるもののほか、発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る発電等用電気工作物整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物が、基幹送変電設備その他の電気工作物の設置及び運用の状況に照らして、継続的かつ安定的に電気を供給することができるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。

二　発電等用電気工作物整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該発電等用電気工作物整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

（認定発電等用電気工作物整備等計画の変更等）

第二十七条の二十九の八　前条第一項の認定を受けた者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定大規模発電事業者」という。）は、当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、認定大規模発電事業者が当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定発電等用電気工作物整備等計画」という。）に従つて発電等用電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、認定大規模発電事業者が当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定大規模発電事業者に対して当該認定発電等用電気工作物整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第二十八条の十二第一項及び第二項第一号中「第二条の九第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十八条の四十第一項第五号の二中「第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け」を「電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の」に改め、同項第五号の三中「第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け」を削り、同項第五号の四中「、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八」を「及び第二十八条の五十六の二」に改め、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号の三を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項（第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備の整備又は更新に基づく基幹送変電設備整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十　認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二章第七節第三款第六目に次の三条を加える。

（推進機関が貸付けの内容を決定するに当たつて従うべき基準）

第二十八条の五十の二　経済産業大臣は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けの内容を決定するに当たつて推進機関が従うべき基準を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により同項の基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。

（貸付けの決定）

第二十八条の五十の三　推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うときは、前条第一項の基準に従つて、その内容を決定しなければならない。

2　推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（準用）

第二十八条の五十の四　前二条の規定は、第二十八条の四十第一項第十号の規定による貸付けに準用する。

第二十八条の五十四第一号を削り、同条第二号中「第二十八条の四十第一項第八号の二」を「第二十八条の四十第一項第十一号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十八条の五十六中「第八号の二」を「第十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置）

第二十八条の五十六の二　政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第

九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

（事業用電気工作物の製造事業者等の責務）

第四十条の二　事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この条、第百六条第六項、第百七条第四項及び第十六項並びに第百七条の二第一項において同じ。）を設置する者が、当該事業用電気工作物を第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準（同条第二項第一号に係る部分のうち経済産業省令で定める部分に限る。）に適合するようにするため必要な措置を講じようとするときは、当該事業用電気工作物の製造、販売（自ら輸入したものの販売に限る。第百七条の二第一項において同じ。）又は工事を行つた事業者（当該事業用電気工作物を設置する者を除く。以下「製造事業者等」という。）は、当該事業用電気工作物を設置する者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2　経済産業大臣は、事業用電気工作物を設置する者に対し前条の規定による命令又は処分（前項に規定する技術基準に係るものに限る。）をした場合において、その設置する者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該事業用電気工作物の製造事業者等が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該製造事業者等に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3　経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、事業用電気工作物の製造事業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十八条の二第一項中「する者」の下に「及びその設置又は変更の工事（第四十七条第一項及び前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて主務省令で定めるものをしようとする者（第三項及び第四項において「届出者等」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3　届出者等は、工事の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、前項の証明書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第八十条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行う特殊電気工作物の適合性確認により、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることの確認を受けたときは、この限りでない。

4　届出者等が、経済産業省令で定めるところにより、当該特殊電気工作物が荷重及び外力に対して安全な構造を有するものとして経済産業大臣の指定するものに該当するものであることを証する書類を経済産業大臣に提出した場合には、第一項及び前項本文の規定は、適用しない。

第六十六条の十一第一項第二号中「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第三号中「、第三十七条の十二」を「若しくは第三十七条の十二」に、「、第九十九条の十三」を「若しくは第九十九条の十三（これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「又は」を「、第九十九条の十八、第九十九条の二十二又は」に改め、同項第四号中「第九十九条の九第一項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「第六項、」を「第六項又は」に、「又は第九十九条の七第一項」を「若しくは第九十九条の七第一項（これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」に改め、同項第十号中「又は第九十七条第一項」を「、第九十九条の十五又は第九十九条の十九」に改め、同項第十六号中「第九十九条の十四」の下に「、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」を加える。

第六十九条第一項第二号中「次の」を「特殊電気工作物（次号に規定するものを除く。）の適合性確認にあつては、次の」に、「者が」を「者が当該」に改め、同号イ中「除く」の下に「。次号イにおいて同じ」を、「実務又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同号ロ中「含む」の下に「。次号ロにおいて同じ」を、「実務又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同号ハ中「又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　特殊電気工作物のうち適合性確認において荷重及び外力に対する構造耐力に係る性能のみの評価を必要とするものとして経済産業省令で定めるものの適合性確認にあつては、前号イからハまでのいずれかに該当する者又は次のいずれかに該当する者が当該適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、建築物その他の構築物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、建築物その他の構築物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ　建築物その他の構築物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

第七十一条第三項中「、適合性確認を行うときは」を削り、「者に」を「特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、当該」に改める。

第八十条の六中「第七十一条及び」を「第七十一条第一項及び第二項並びに」に改め、「第六十九条第一項第二号」の下に「に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号」を加え、「第八十条の三第一項第一号」を「安全管理審査を行うときは、第八十条の三第一項第一号」と、「、当該適合性確認」とあるのは「安全管理審査」に改める。

第七章中第九十七条の前に次の節名を付する。

第一節　短期卸電力取引所

第九十七条第一項中「「市場開設業務」を「「翌日市場開設業務」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十八条第一項中「卸電力取引所は」を「短期卸電力取引所は」に改め、同項第一号中「電気事業者」を「卸電力取引市場（電気事業者」に、「（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を「をいう。以下同じ。）のうち、翌日市場（電気事業者が翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うため

の市場をいう。以下同じ。」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　卸電力取引市場のうち、翌日市場、第九十九条の十六第一号に規定する中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外のものであつて、翌日市場開設業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）で定めるものを開設すること。

第九十八条第二項を削り、同条第三項中「卸電力取引所は、翌日市場」を「短期卸電力取引所は、地域間売買取引（翌日市場」に、「売買取引」を「電力の売買取引」をいう。第九十九条の八において同じ。」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十九条第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の二中「卸電力取引市場」の下に「であつて短期卸電力取引所が開設するもの」を加え、「この章」を「この節」に改める。

第九十九条の三第二項及び第三項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の四第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同条第二項中「翌日市場における電力の」を削り、「は、卸電力取引所」を「のうち翌日市場に係るものは、前項の規定にかかわらず、短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の五中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の六中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の七中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の八中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「推進機関が行う広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令」を「政令」に、「翌日市場における地域間の売買取引」を「地域間売買取引」に改め、「金額を」の下に「、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に」を加える。

第九十九条の九第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の十及び第九十九条の十一中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の十二中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の十三中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の十四中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務の」を「翌日市場開設業務の」に改め、同条第四号中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第七章に次の二節を加える。

第二節　中長期卸電力取引所

（指定）

第九十九条の十五　経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務（以下「中長期市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、中長期卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、中長期市場開設業務の実施の方法その他の事項についての中長期市場開設業務の実施に関する計画が、中長期市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の中長期市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　中長期市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　第九十九条の十八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六　役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がないこと。

（業務）

第九十九条の十六　中長期卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　卸電力取引市場のうち、中長期市場（電気事業者が翌々日以降の一定の期間にわたつて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。次号及び第九十九条の二十第二号において同じ。）を開設すること。

二　卸電力取引市場のうち、翌日市場、中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外のものであつて、中長期市場開設業務の実施に関する規程（次条及び第九十九条の十八第四号において「業務規程」という。）で定めるものを開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、中長期卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九十九条の十七　第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで（第九十九条の四第二項を除く。）及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、中長期卸電力取引所、中長期市場開設業務、業務規程及び卸電力取引市場であつて中長期卸電力取引所が開設するものにおける電力の売買取引に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十五」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等）

第九十九条の十八　経済産業大臣は、中長期卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて中長期市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の十五第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二　第九十九条の十五第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三　前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四　前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで中長期市場開設業務を行つたとき。

五　前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第九十九条の十五の指定を受けたとき。

第三節　需給調整卸電力取引所

（指定）

第九十九条の十九　経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務（以下「需給調整市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需給調整卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、需給調整市場開設業務の実施の方法その他の事項についての需給調整市場開設業務の実施に関する計画が、需給調整市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の需給調整市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　需給調整市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　第九十九条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六　役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がないこと。

（業務）

第九十九条の二十　需給調整卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　卸電力取引市場のうち、需給調整市場（一般送配電事業者又は配電事業者がその供給区域における需給の状況の変動に応じて電気を供給するため当該需給の状況の変動に応じて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の最大量の売買取引を行うための市場をいう。次号において同じ。）を開設すること。

二　卸電力取引市場のうち、翌日市場、中長期市場及び需給調整市場以外のものであつて、需給調整市場開設業務の実施に関する規程（次条及び第九十九条の二十二第四号において「業務規程」という。）で定めるものを開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、需給調整卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九十九条の二十一　第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで（第九十九条の四第二項を除く。）及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、需給調整卸電力取引所、需給調整市場開設業務、業務規程及び卸電力取引市場であつて需給調整卸電力取引所が開設するものにおける電力の売買取引に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十九」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等）

第九十九条の二十二　経済産業大臣は、需給調整卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて需給調整市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の十九第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二　第九十九条の十九第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三　前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四　前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで需給調整市場開設業務を行つたとき。

五　前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第九十九条の十九の指定を受けたとき。

第百六条第六項中「により」の下に「、事業用電気工作物の製造事業者等」を加え、同条第十二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所」に改める。

第百七条第四項中「職員に」の下に「、事業用電気工作物の製造事業者等」を加え、同条第九項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所」に改め、同条第十六項中「次項、次条及び第百二十七条において」を「以下」に改め、「第四項（」の下に「事業用電気工作物の製造事業者等のうちその工事を行つた事業者に係る部分及び」を加える。

第百七条の二中「前条第十六項」を「第百七条第十六項」に改め、同条を第百七条の三とし、第百七条の次に次の一条を加える。

（事業用電気工作物の提出）

第百七条の二　経済産業大臣は、前条第四項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行つた事業者に係る部分に限る。）の規定によりその職員に、又は同条第十六項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行つた事業者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は立入検査を行わせることが著しく困難であると認められる事業用電気工作物があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2　国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3　前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

第百八条第二項中「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「又は第九十九条の十四」を「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」に改める。

第百十二条の二第二号中「又は第九十七条第一項」を「、第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九」に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第九十九条の九第一項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十三号中「第九十九条の十四」の下に「、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」を加え、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務、中長期市場開設業務若しくは需給調整市場開設業務」に改める。

第百十四条第一項及び第二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改める。

第百十七条の三中「又は第九十九条の十四」を「、第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」に、「又は市場開設業務」を「、翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に、「又は卸電力取引所」を「、短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改める。

第百十七条の四第二号中「第九十九条の十二」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十八条第四号中「発電」の下に「又は放電」を加える。

第百十九条の四中「又は卸電力取引所」を「、短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改め、同条第一号中「第九十九条の九第一項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、「又は市場開設業務」を「、翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に改める。

第百二十条第八号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第四十八条の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

十四　第百七条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第百二十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十八条の五十の三第二項（第二十八条の五十の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して経済産業大臣に通知をしなかったとき。

第百二十七条中「第百七条の二」を「第百七条の三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条の七の二第一項の改正規定及び附則第九条の規定　公布の日

二　第百十八条第四号の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

三　目次の改正規定（「第七章　卸電力取引所」を「第七章　第九十七条―第九十九条の十四」に、「第七章　第九十七条―第九十九条の十四」を「第七章　卸電力取引所　第一節　短期卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十八）　第二節　中長期卸電力取引所（第九十九条の十九―第九十九条の二十二）　第三節　需給調整卸電力取引所（第九十九条の二十三―第九十九条の二十六）」に改める部分に限る。）、第四十条の次に一条を加える改正規定、第四十八条の二の改正規定、第六十六条の十一第一項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）、第六十九条第一項の改正規定、第七十一条第三項の改正規定、第八十条の六の改正規定、第七章中第九十七条の前に節名を付する改正規定、第九十七条から第九十九条の七までの改正規定、第九十九条の八の改正規定（「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める部分及び「翌日市場における地域間の売買取引」を「地域間売買取引」に改める部分に限る。）、第九十九条の九から第九十九条の十四までの改正規定、第七章に二節を加える改正規定、第百六条の改正規定、第百七条の改正規定、第百七条の二の改正規定、同条を第百七条の三とする改正規定、第百七条の次に一条を加える改正規定、第百八条第二項の改正規定（「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分を除く。）、第百十二条の二の改正規定、第百十四条の改正規定、第百十七条の三の改正規定、第百十九条の四の改正規定、第百二十条の改正規定及び第百二十七条の改正規定並びに附則第三条、第五条、第六条、第八条及び第十二条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（登録適合性確認機関の登録に関する準備行為）

第二条　前条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下「第三号新電気事業法」という。）第四十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、電気事業法第六十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第四十八条の二第一項及び第六十九条並びに電気事業法第六十八条の規定の例により、その登録をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4　第二項の登録を受けた者は、第三号施行日前においても、電気事業法第七十三条第一項に規定する業務規程を経済産業大臣に届け出ることができる。

5　第二項の登録、第三項の規定による公示及び前項の規定による届出は、第三号施行日において、それぞれ第三号新電気事業法第四十八条の二第一項の登録、第三号新電気事業法第百十二条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示（第三号新電気事業法第四十八条の二第一項の登録に係るものに限る。）及び電気事業法第七十三条第一項の規定による届出とみなす。

（短期卸電力取引所の指定に関する経過措置）

第三条　第三号施行日において現に附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の電気事業法（次条第一項及び附則第六条において「旧法」という。）第九十七条第一項の規定による指定を受けている者（以下「旧卸電力取引所」という。）は、第三号施行日において第三号新電気事業法第九十七条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第四条　旧卸電力取引所は、第三号施行日前に、第三号新電気事業法第九十九条第一項及び第三項の規定の例により、旧法第九十八条第二項に規定する業務規程の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（附則第七条第三項及び第七項において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3　第一項の認可を受けた同項の業務規程は、第三号施行日において第三号新電気事業法第九十九条第一項の認可を受けた第三号新電気事業法第九十八条第一項第二号に規定する業務規程とみなす。

第五条　経済産業大臣は、旧卸電力取引所が前条第一項の規定に違反したときは、附則第三条の規定により受けたものとみなされた第三号新電気事業法第九十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第六条　第三号施行日前に、旧法又はこれに基づく命令により旧卸電力取引所に対して行い、又は旧卸電力取引所が行った処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第三号新電気事業法又はこれに基づく命令中の相当する規定によって、第三号新電気事業法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引

所に対して行い、又は当該短期卸電力取引所が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（中長期卸電力取引所の指定に関する準備行為）

第七条　第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定による指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定の例により、その指定をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の指定をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4　経済産業大臣は、第二項の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

5　第二項の指定を受けた者は、第三号施行日においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条第一項及び第三項の規定の例により、第三号新電気事業法第九十九条の十六第二号に規定する業務規程について経済産業大臣の認可を受けることができる。

6　第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条の七第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算について経済産業大臣の認可を受けることができる。

7　経済産業大臣は、前二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

8　第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条の十の規定の例により、役員の選任について経済産業大臣の認可を受けることができる。

9　第二項の指定、第四項の規定による公示並びに第五項、第六項及び前項の認可は、第三号施行日において、それぞれ第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定による指定、第三号新電気事業法第百十二条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定による公示（第三号新電気事業法第九十九条の十五の指定に係るものに限る。）並びに第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条第一項、第九十九条の七第一項及び第九十九条の十の認可とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　第三号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の電気事業法（以下この条において「新電気事業法」という。）の施行の状況等を勘案し、新電気事業法第二十七条の二十八の二第一項に規定する大規模発電事業者に係る規制の在り方、新電気事業法第二十八条の四十第一項第五号の三、第九号及び第十号に掲げる業務の必要性の有無を含めた広域的運営推進機関の業務の在り方、第三号新電気事業法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項第一号ホを同号ヘとし、同号ニ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十六の二の規定に基づく広域的運営推進機関に対する補助

第八十五条第五項第三号中「第八十八条第二項第二号チ」を「第八十八条第二項第二号リ」に改める。

第八十八条第二項第一号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　電気事業法第九十九条の八の規定による納付金

第八十八条第二項第二号中ワを力とし、へからヲまでをトからワまでとし、同号ホ中「第八十五条第五項第一号ニ及びホ」を「第八十五条第五項第一号ホ及びヘ」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　第八十五条第五項第一号ニの補助金

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法」を削り、「をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の三第三号において」を「であって、同法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所が開設するものをいう。以下」に改める。

第十七条第一項第一号中「（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号において同じ。）」を削る。

審査報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

法務委員長　伊藤　孝江

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　過去の再審無罪事件において再審請求審で開示された裁判所不提出証拠が重要な役割を果た

したこと及び開示されるまでに長期間を要した事例があったことに鑑み、検察官は公益の代表者であることを深く自覚した上で、裁判所から勧告があった場合は、裁判所の意向を十二分に踏まえ、任意での証拠の提出又は開示を適切に行うとともに、事案に応じ、裁判所が勧告した場合に証拠の一覧表の提出・交付に応じることを含め、適切な運用の在り方を検討すること。

二　検察官は、公益の代表者であることを深く自覚し、証拠に反する事実を主張したり、誤った事実関係を前提としたまま公判を遂行させたりすることなどあってはならず、従前の主張や証拠に誤りがあることが判明したならば、速やかにそれを撤回し、裁判所や弁護人に経緯の説明や関係証拠の開示を行うなど、適正な是正措置を講ずること。

三　再審請求審における証拠提出命令については、通常審の公判前整理手続における証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当であるとした判例を踏まえた運用が行われるよう努めるとともに、これまで司法警察員から検察官に送致されていなかった証拠が再審無罪につながった事件があったことを踏まえ、捜査機関は証拠を適正に保管及び送致すること。

四　通常審と異なり非公開で行われる再審請求審における証拠の複製等の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置については、支援者に協力を求めることを含む正当な弁護活動や報道機関を通じた国民の知る権利にも適切な配慮がされるよう周知すること。

五　再審開始の決定等に対する不服申立てにより冤罪被害者の救済に数多の年月を要した事件があるとの指摘を重く受け止め、検察官は本法により再審開始の決定等に対する不服申立てが原則として禁止されることを十分に認識した上で、これを例外的に行うに当たっては、その趣旨を踏まえ、再審開始の決定等を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」の有無を慎重かつ十二分に検討するとともに、公表される不服申立ての理由についても「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に該当するか否かの検証が可能となるよう具体的な明示をするよう努めること。

六　再審開始の決定等に対する不服申立ての理由等の公表の規定は、同規定の施行の際現に係属している再審請求事件について、検察官が不服申立てをする場合にも適用されることを周知徹底すること。また、同規定による公表に当たっては、当該再審開始の決定等に係る再審の請求に係る被告事件についてされた再審の請求に係る再審開始の決定等に対して検察官が同規定の施行日前に不服申立てをしていた場合においては、国民の理解を得る観点から、運用上の措置として、当該不服申立ての理由と当該公表に係る不服申立ての理由との異同も踏まえ、事案に応じて相当な範囲内で、必要な説明を行うよう努めること。

七　本法は、再審の請求に当たり添付が求められている新証拠に関する従前の実務における解釈・運用を変更する趣旨ではないことを周知すること。

八　誤判による有罪判決を未然に防止し、冤罪被害者を生まない刑事司法を実現していくためには、通常審における適切な証拠開示制度が必要不可欠であり、その運用状況を踏まえつつ、不断の検討を行っていくこと。

九　附則第二条の規定による検討に際しては、必要に応じ、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の保存の在り方並びに再審請求の準備段階及び再審請求審における国選弁護制度についても検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一　殿

（小字は衆議院修正）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律

第一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「書類」の下に「（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第一項に規定する訴訟の記録（訴訟終結後のものに限る。）を含む。第四十七条を除き、以下同じ。）」を加える。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「請求についての裁判がある」を「判決が確定する」に改め、同条に次の一項を加える。

管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、前項ただし書の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百四十八条に次の一項を加える。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百五十条中「、第四百四十八条第一項」を削り、「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第四百五十条の二　第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告（第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。）が係属する抗告裁判所の第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これをすることができる。

政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　第四百四十八条第一項の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があったとき　その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二　第一項の即時抗告を棄却する決定があったとき　その旨並びに検察官が当該決定に対する第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をした場合におけるその理由

第四百五十条の三　第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対

する即時抗告の提起期間は、第四百二十二条の規定にかかわらず、十四日とする。

前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、同条第二項の規定にかかわらず、十四日とする。

第二条　刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百八十八条の二第二項中「者」の下に「又は開始決定再審請求者」を、「自白」の下に「若しくは供述」を、「より、」の下に「被告人であつた者が」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に定めるもののほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者（検察官を除く。以下この章において「開始決定再審請求者」という。）に対し、その再審の請求の手続に要した費用の補償をする。ただし、開始決定再審請求者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三第一項中「前条第一項の」を「次の各号に掲げる」に、「被告人であつた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項の補償　被告人であつた者

二　前条第二項の補償　開始決定再審請求者

第百八十八条の三第二項中「六箇月」を「六月」に改める。

第百八十八条の六第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる費用の範囲は、当該各号に定めるものに限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定中、被告人若しくは被告人であつた者又は開始決定再審請求者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

一　第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用　被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

二　第百八十八条の二第二項の規定により補償される費用　開始決定再審請求者又はその弁護人であつた者が同項の再審の請求に係る審判の手続に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

第百八十八条の六第二項中「又は公判期日」を「若しくは公判期日又は前項第二号の審判の手続」に、「前項」を「同項各号」に改める。

第百八十八条の七中「被告人又は」を「被告人若しくは」に、「者」を「者又は開始決定再審請求者」に改める。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二　裁判官は、再審の請求があつた事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判に関与したときは、職務の執行から除斥される。

一　第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

二　前号に掲げる判決に係る第三百九十六条の規定による判決

三　略式命令

裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与したときも、前項と同様とする。

一　第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

二　前号に掲げる決定に対する即時抗告又は第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

第四百四十一条の二　再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならない。

前項の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。）を添えなければならない。ただし、第二百七十一条の二第一項若しくは第三百十二条の二第一項（第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による求めがあつた場合又は第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項若しくは第二百九十九条の五第三項（これらの規定を第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合であつて、原判決の裁判書の謄本を添えることができないときは、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の抄本（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつて、これらの求めに係る個人特定事項又はこれらの措置に係る氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。

第四百四十四条の次に次の一条を加える。

第四百四十四条の二　再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。

前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一　次に掲げる場合　再審の請求を棄却する決定

イ　再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。

ロ　再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。

ハ　第四百四十一条の二第一項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。

二　再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合　再審開始の決定

三　前二号に掲げる場合以外の場合　審判を開始する旨の決定（以下「審判開始の決定」という。）

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百四十五条中「再審の請求を受けた」を「審判開始の決定をした」に、「取調」を「取調べ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができない。

第四百四十五条に次の一項を加える。

再審の請求をした者（検察官を除く。以下「再審請求者」という。）、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

第四百四十五条の次に次の九条を加える。

第四百四十五条の二　審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。

裁判所は、前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の三　裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四　弁護人は、再審の請求の手続において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五　再審請求者、弁護人又は弁護人であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一　当該再審の請求に係る事件についての再審の請求の手続

二　前号に掲げる手続において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手続（同号ホに掲げるものを除く。）

前項の規定に違反した場合の措置については、再審請求者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉又はその私生活若しくは業務の平穏が害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第四百四十五条の六　再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人又は弁護人であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百四十五条の七　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者（再審請求者が第四百三十九条第一項第三号に掲げる者である場合にあつては、再審請求者及び有罪の言渡しを受けた者）、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日（以下この条において「審理終結日」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、審理の終結について、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができる。

審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

審理終結日は、再審請求者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。

第四百四十五条の八　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下この条において「決定日」という。）を定めなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、決定日を変更することができる。

前条第五項の規定は、決定日について準用する。

第四百四十五条の九　審判開始の決定をした裁判所は、適当と認めるときは、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができる。

第四百四十五条の十　審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断する。この場合において、第四百三十九条第一項第二号から第四号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができる。

前項後段の規定による受継の申立ては、再審請求者の死亡の日から一月以内にしなければならない。

第一項の規定による中断があつたときは、即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、進行を停止する。この場合においては、第一項後段の規定による受継があつた時から、新たに全期間の進行を始める。

第二項の期間内に同項の申立てがないときは、審判開始の決定をした裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百四十六条中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「あること」を「あることが判明した」に改める。

第四百四十七条第一項中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「決定」を「規定による決定」に改める。

第四百四十八条第一項中「再審の」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「再審開始の」を「前項の規定による」に改める。

第四百五十条中「第四百四十六条」を「第四百四十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第四百四十六条」に改める。

第四百五十条の二第一項中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。）又は第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「抗告裁判所の」の下に「第四百五十条の五第一項において準用する」を加え、同条第三項第一号中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項（第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の四　第四百四十四条の二第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所は、当該即時抗告について調査しなければならない。

前項の抗告裁判所は、第四十三条第三項の規定にかかわらず、事実の取調べをすることができない。

第一項の即時抗告が理由のあるときは、第四百二十六条第二項の規定にかかわらず、決定で、原決定を取り消して、事件を再審の請求を受けた裁判所に差し戻さなければならない。

前三項の規定は、第一項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十条の五　第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七（第一項を除く。）から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「再審の請求をした者」を「再審請求者」に、「附しなければ」を「付さなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第十五条及び第十六条の規定　公布の日

二　第一条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第二条中刑事訴訟法第百八十八条の二、第百八十八条の三、第百八十八条の六及び第百八十八条の七の改正規定並びに附則第七条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、○再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の○再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（再審の請求の手続の迅速化等）

第三条　再審の請求の手続については、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、裁判の迅速化に関する法律（平成十五年法律第百七号）第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。

2　再審の請求をした者（検察官を除く。）、弁護人及び検察官は、再審の請求の手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。

（証拠の提出命令による証拠の提出の在り方○等）

第四条　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。附則第六条第一項において同じ。）による改正後の刑事訴訟法（以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない。

2　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。

（再審開始の決定に対する不服申立て等に係る審理期間）

第五条　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであって附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第二号施行日」という。）以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであって第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日

から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。

（再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する経過措置）

第六条　第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項及び附則第十二条において「第一条改正後刑事訴訟法」という。）第四百五十条の三第一項の規定は、第二条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下この条及び附則第十二条において「第二条改正前刑事訴訟法」という。）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。次項及び附則第八条において「第二条改正前決定」という。）であって第二号施行日以後にされたもの及び第二条改正後刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（次項において「第二条改正後決定」という。）に対する即時抗告（刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを含む。以下この条において同じ。）について適用し、第二号施行日前にされた第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告については、適用しない。

2　第一条改正後刑事訴訟法第四百五十条の三第二項の規定は、第二条改正前決定又は第二条改正後決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日以後にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告について適用し、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日前にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告については、適用しない。

（再審請求手続に関する費用補償に関する経過措置）

第七条　第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の刑事訴訟法第百八十八条の二第二項及び第三項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について同号に掲げる規定の施行の日以後に無罪の判決が確定した場合における当該再審開始の決定に係る再審の請求の手続に要した費用であって同日前に生じたものについても適用する。

（再審公判における裁判官の除斥に関する経過措置）

第八条　第二条改正後刑事訴訟法第四百三十八条の二第二項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与した裁判官にも適用する。

一　第二条改正前決定

二　第二条改正前決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

（再審の請求に関する調査手続及び審判手続に関する経過措置）

第九条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十四条の二から第四百四十五条の三まで、第四百四十五条の七から第四百四十五条の九まで、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条第一項及び第二項、第四百五十条、第四百五十条の二、第四百五十条の四並びに第四百五十条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に再審の請求があった事件について適用し、施行日前に再審の請求があった事件（次条及び附則第十一条において「施行前請求事件」という。）については、なお従前の例による。

（再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に関する経過措置）

第十条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四及び第四百四十五条の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。次項において同じ。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは、「検察官」とする。

2　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等についても適用する。

（再審請求手続の受継に関する経過措置）

第十一条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の十の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者（検察官を除く。）が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があった場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者（検察官を除く。）が刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

（死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置）

第十二条　施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十三条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一　再審開始の決定が確定した事件について、次に掲げる裁判に関与した者

イ　原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判

(1)　刑事訴訟法第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

(2)　(1)に掲げる判決に係る刑事訴訟法第三百九十六条の規定による判決

(3)　略式命令

ロ　当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定

(1)　刑事訴訟法第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百十八条第一項の規定による決定

(2)　(1)に掲げる決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の裁判員の参

加する刑事裁判に関する法律第十七条（第十一号ロに係る部分に限る。）の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第八条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法第四十条第一項の改正規定中「及び証拠物」を「書類」の下に」に、「及び証拠物（」を「、及び証拠物」の下に「（」に、「に改め」を「を加え」に改める。

（政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

皇室典範等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十六日

皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員長　松山　政司

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、天皇及び皇族以外の男子と婚姻した内親王及び女王が皇族の身分を離れないこととするとともに、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王が皇室典範による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない男子を養子とすることができることとし、当該養子が皇族となることとする等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、公布後の状況等を踏まえてその予算措置を講ずることになる。

附帯決議

一　皇室典範等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づいて改正後の皇室典範等の施行状況を踏まえるに当たっては、皇族の方々を取り巻く環境その他皇室の状況についても勘案し、必要があると認められるときは、適時適切な措置が講ぜられるものとする。

二　皇室典範等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定に基づいて三十年ごとに見直しを行うに当たっては、改正後の皇室典範第三十八条に定める養子皇族男子の方々を取り巻く環境その他の皇室の状況等について勘案し、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

三　改正後の皇室典範等による皇族数の確保の状況等を踏まえ、安定的な皇位継承を確保するための方策について、引き続き、検討するものとする。

右決議する。

皇室典範等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年七月十日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

皇室典範等の一部を改正する法律案

皇室典範等の一部を改正する法律

（皇室典範の一部改正）

第一条　皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「皇族は」の下に「、第三十八条第一項の規定による場合を除き」を加える。

第十条中「皇族男子」を「皇族」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の者でその夫を失つたものと天皇及び皇族以外の男子との婚姻については、この限りでない。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

第十四条第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一項の者でその夫を失つたものが、天皇及び皇族以外の男子と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第一項の者は、次の各号のいずれかに該当するときは、皇族の身分を離れる。

一　その夫が皇族の身分を離れたとき。

二　離婚したとき。

第十五条中「場合を」を「場合並びに第三十八条第三項の規定による場合を」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章　養子皇族男子

第三十八条　親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王（皇嗣及び皇嗣妃を除く。）は、皇室会議の議を経て、この法律による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がないものに限り、養子とすることができる。

前項の規定により養子をする縁組（次項及び第八項において単に「縁組」という。）については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十八条の規定は、適用しない。

縁組による養子は、当該縁組の時から、皇族となる。

養子皇族男子（前項の規定により皇族となつた皇族男子をいう。以下この条において同じ。）については、第二条の規定は、適用しない。

第一項の規定により養子となつた者については、これを実方の系統による嫡男系嫡出の者として第六条の規定を適用する。

養子皇族男子に係る第七条の規定及び第九項の規定により読み替えて適用する第十七条第二項の規定の適用並びに養子皇族男子の子孫に係る第二条及び第六条の規定の適用については、実方の系統によるものとする。

養子皇族男子である王については、第十一条第一項の規定は、適用しない。

養子皇族男子が第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れる場合において、養親（皇族の身分を離れた者を除く。）との縁組が継続しているときは、当該縁組は、将来に向かつてその効力を失う。この場合においては、当該養子皇族男子が皇族の身分を離れる時に当該養親との離縁がされたものとみなして、民法その他の法令の規定を適用する。

養子皇族男子に係る第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	二　親王及び王	二　親王及び王（第三十八条第四項に規定する養子皇族男子（第七号において「養子皇族男子」という。）を除く。）
	六　内親王及び女王	六　内親王及び女王 七　養子皇族男子
第二項	同項第六号	同項第六号及び第七号

（皇室経済法の一部改正）

第二条　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「皇室典範」の下に「（昭和二十二年法律第三号）」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「第四項」を「次項」に改め、同項第一号中「親王」の下に「及び内親王」を加え、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第七項中「左の各号に掲げる」を「独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、皇族がその夫又は直系尊属と同時に皇室典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

（皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部改正）

第三条　皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

（典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときの新戸籍の編製等）

第一条　皇室典範（昭和二十二年法律第三号。以下「典範」という。）第十一条の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。ただし、その者と同時に同条又は典範第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた配偶者があるときは、夫婦について新戸籍を編製する。

2　天皇及び皇族以外の配偶者のある内親王又は女王が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、前項本文の規定にかかわらず、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称するときは、夫の戸籍に入る。

3　養子皇族男子（典範第三十八条第四項に規定する養子皇族男子をいう。次項及び第三条において同じ。）以外の皇族が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一　典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた父母の戸籍があり、かつ、父母の氏を称するとき　父母の戸籍

二　典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた父の戸籍があり、かつ、父の氏を称するとき　父の戸籍

三　典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するとき　母の戸籍

4　養子皇族男子が典範第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一　養親との縁組（典範第三十八条第二項に規定する縁組をいう。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が継続しており、かつ、当該縁組前の戸籍があるとき（その者が新戸籍編製の申出をした場合を除く。）　当該縁組前の戸籍

二　典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親との縁組が継続しており、かつ、当該養親の戸籍があるとき　当該養親の戸籍

（典範第十四条の規定により皇族の身分を離れたときの入籍等）

第二条　典範第十四条第一項、第二項又は第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。ただし、その戸籍が既に除かれているとき、同一の氏を称する子があるとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

2　典範第十四条第一項の者が同条第三項の規定により皇族の身分を離れたときは、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称する場合であって、夫が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、夫の戸籍に入る。

（典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者が離婚したときの新戸籍の編製等）

第三条　典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者（戸籍の筆頭に記載した者及び養子皇族男子であった者を除く。）が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該皇族の身分を離れた者について新戸籍を編製する。ただし、第一条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める戸籍に入る。

第四条に見出しとして「（皇族となったときの除籍）」を付し、同条中「又は」を「若しくは」に、「婚姻した」を「婚姻し、又は天皇及び皇族以外の男子が典範第三十八条第一項の規定により養子となった」に改める。

第七条に見出しとして「（除籍時の届出）」を付し、同条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして「（入籍時の届出）」を付し、同条中「第二条第一項又は第二項」を「第一

条第二項ただし書、第三項若しくは第四項又は第二条第一項本文」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「（新戸籍の編製時の届出）」を付し、同条中「、第三項又は第二条第三項」を「若しくは第二項本文又は第二条第一項ただし書」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍）

第五条　内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍は、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製する。

2　第九条第一項の届出があったときは、天皇及び皇族以外の男子について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

本則に次の四条を加える。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻するときの届出）

第九条　内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、典範第十条の規定により皇室会議の議を経た後に、法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百三十九条の規定は、前項の規定による婚姻の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「当事者双方及び成年の証人二人以上」とあるのは、「当事者双方」と読み替えるものとする。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚するときの届出）

第十条　内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚しようとするときは、次に掲げる事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一　親権者と定められる当事者の氏名（内親王又は女王にあっては、名）及びその者が親権を行う子の氏名

二　その他法務省令で定める事項

2　民法第七百六十四条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離婚の届出について準用する。

（養子である皇族男子と皇族の身分を離れた養親が離縁するときの届出）

第十一条　養子（縁組による養子をいう。）である皇族男子と典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

2　民法第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

（法務省令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、届書の様式その他皇族の身分関係の異動に係る戸籍事務の処理に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（適用除外等）」に改め、同条中「もの」の下に「、戸籍法の適用を受けない者（天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別をした者を含む。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する内親王及び女王に対するこの法律及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（皇室典範の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際における内親王又は女王（以下「施行時内親王等」という。）が天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合において、当該施行時内親王等が当該婚姻と同時に皇族の身分を離れようとするときは、皇室典範第十一条第一項の規定にかかわらず、皇室会議の議によることなく、その意思により、皇族の身分を離れることができる。この場合において、当該婚姻については、第一条の規定による改正後の皇室典範（以下「新典範」という。）第十条本文の規定は、適用しない。

（皇室経済法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定により施行時内親王等が皇族の身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費の金額については、第二条の規定による改正前の皇室経済法第六条第三項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合における同項の規定の適用については、当該施行時内親王等を同項第一号に規定する者とみなす。

（皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の皇室典範第十二条の規定により皇族の身分を離れた者がこの法律の施行後に離婚する場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。

2　附則第二条の規定により皇族の身分を離れた施行時内親王等（戸籍の筆頭に記載した者を除く。）が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該施行時内親王等について新戸籍を編製する。ただし、新典範第十四条（第四項第一号を除く。）の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するときは、母の戸籍に入る。

3　附則第二条の規定により皇族の身分を離れる施行時内親王等については、第三条の規定による改正後の皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律第九条第一項の規定は、適用しない。

4　養子（新典範第三十八条第二項に規定する縁組による養子をいう。）である皇族男子と附則第二条の規定により皇族の身分を離れた施行時内親王等である養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

5　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（見直し）

第六条　この法律による改正後のそれぞれの法律の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2　前項の規定により検討が加えられるに当たっては、皇族の数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三十年ごとに見直しが行われるものとする。

（行政手続法の一部改正）

第七条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号中「皇統譜」の下に「その他天皇及び皇族の身分関係に関する事項」を加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第八条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「者」の下に「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十九条第一項に規定する内親王及び女王（次号及び第三十六条第一項において「婚姻内親王等」という。）を除く。）」を加え、同項第二号中「もの（」の下に「婚姻内親王等並びに」を加える。

第三十六条第一項中「もの」の下に「（婚姻内親王等を除く。）」を加え、同条第二項中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

投票者氏名

日程第一　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三八名

青木　一彦君　赤松　健君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　猪口　邦子君　今井絵理子君　宮本　周司君　森　まさこ君　浜口　誠君　浜野　喜史君
阿達　雅志君　有村　治子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　山下　雄平君　山田　太郎君　原田　秀一君　平戸　航太君
生稲　晃子君　石井　準一君　上野　通子君　臼井　正一君　山田　宏君　山谷えり子君　舟山　康江君　水野　孝一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　江島　潔君　大家　敏志君　山本　啓介君　山本佐知子君　山田　吉彦君　秋野　公造君
　　　　　　　岡田　直樹君　小川　克巳君　吉井　章君　石川　博崇君　伊藤　孝江君
　　　　　　　越智　俊之君　小野田紀美君　若井　敦子君　若林　洋平君　上田　勇君　川村　雄大君
　　　　　　　加田　裕之君　片山さつき君　渡辺　猛之君　窪田　哲也君　佐々木雅文君
　　　　　　　加藤　明良君　かまやち敏君　青木　愛君　石垣のりこ君　里見　隆治君　下野　六太君
　　　　　　　神谷　政幸君　北村　経夫君　石橋　通宏君　泉　房穂君　杉　久武君　高橋　光男君
　　　　　　　木村　義雄君　見坂　茂範君　打越さく良君　小沢　雅仁君　竹内　真二君　竹谷とし子君
　　　　　　　上月　良祐君　古賀友一郎君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　谷合　正明君　司　隆史君
　　　　　　　古庄　玄知君　小林　一大君　岸　真紀子君　木戸口英司君　西田　実仁君　原田大二郎君
　　　　　　　小林孝一郎君　こやり隆史君　熊谷　裕人君　郡山りょう君　平木　大作君　三浦　信祐君
　　　　　　　酒井　庸行君　櫻井　充君　古賀　千景君　古賀　之士君　宮崎　勝君　横山　信一君
　　　　　　　佐藤　啓君　自見はなこ君　小島とも子君　小西　洋之君　青島　健太君　浅田　均君
　　　　　　　清水　真人君　進藤金日子君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　石井　苗子君　石井めぐみ君
　　　　　　　末松　信介君　鈴木　大地君　柴　愼一君　杉尾　秀哉君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君
　　　　　　　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　高木　真理君　田島麻衣子君　岡崎　太君　嘉田由紀子君
　　　　　　　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　田名部匡代君　辻元　清美君　片山　大介君　金子　道仁君
　　　　　　　出川　桃子君　寺田　静君　徳永　エリ君　長浜　博行君　串田　誠一君　佐々木りえ君
　　　　　　　友納　理緒君　永井　学君　羽田　次郎君　広田　一君　柴田　巧君　石　平君
　　　　　　　中曽根弘文君　中西　祐介君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　高木かおり君　中条きよし君
　　　　　　　西田　昌司君　西田　英範君　三上　えり君　水岡　俊一君　新実　彰平君　松沢　成文君
　　　　　　　野上浩太郎君　野村　哲郎君　村田　享子君　森　ゆうこ君　松野　明美君　安達　悠司君
　　　　　　　橋本　聖子君　長谷川　岳君　森本　真治君　山内佳菜子君　安藤　裕君　岩本　麻奈君
　　　　　　　長谷川英晴君　馬場　成志君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　梅村みずほ君　大津　力君
　　　　　　　東野　秀樹君　福岡　資麿君　吉田　忠智君　蓮　舫君　神谷　宗幣君　後藤　翔太君
　　　　　　　福山　守君　藤井　一博君　足立　康史君　礒﨑　哲史君　櫻井　祥子君　塩入　清香君
　　　　　　　藤川　政人君　藤木　眞也君　伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君　杉本　純子君　中田　優子君
　　　　　　　船橋　利実君　古川　俊治君　上田　清司君　牛田　茉友君　初鹿野裕樹君　松田　学君
　　　　　　　星　北斗君　堀井　巌君　江原くみ子君　奥村　祥大君　宮出　千慧君　山中　泉君
　　　　　　　本田　顕子君　舞立　昇治君　かごしま彰宏君　川合　孝典君　岩渕　友君　吉良よし子君
　　　　　　　牧野たかお君　松川　るい君　後藤　斎君　小林さやか君　小池　晃君　白川　容子君
　　　　　　　松下　新平君　松村　祥史君　榛葉賀津也君　竹詰　仁君　大門実紀史君　仁比　聡平君
　　　　　　　松山　政司君　三原じゅん子君　田村　まみ君　堂込麻紀子君　山添　拓君　北村　晴男君

百田　尚樹君　　伊波　洋一君
高良　沙哉君　　安野　貴博君
尾辻　朋実君　　福島みずほ君
ラサール石井君　　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　　平山佐知子君
福山　哲郎君　　望月　良男君

反対者氏名　五名

伊勢崎賢治君　　大島九州男君
奥田ふみよ君　　木村　英子君
天畠　大輔君

日程第二　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第三　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二七名

青木　一彦君　　赤松　健君
浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君
阿達　雅志君　　有村　治子君
生稲　晃子君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　　井上　義行君
猪口　邦子君　　今井絵理子君
岩本　剛人君　　いんどう周作君
上野　通子君　　臼井　正一君
江島　　潔君　　大家　敏志君
岡田　直樹君　　小川　克巳君
越智　俊之君　　小野田紀美君
加田　裕之君　　片山さつき君
加藤　明良君　　かまやち敏君
神谷　政幸君　　北村　経夫君
木村　義雄君　　見坂　茂範君
上月　良祐君　　古賀友一郎君
古庄　玄知君　　小林　一大君
小林孝一郎君　　こやり隆史君
酒井　庸行君　　佐藤　　啓君
清水　真人君　　末松　信介君
鈴木　宗男君　　滝波　宏文君
出川　桃子君　　友納　理緒君
中曽根弘文君　　西田　昌司君
野上浩太郎君　　橋本　聖子君
長谷川英晴君　　東野　秀樹君
福山　　守君　　藤川　政人君
船橋　利実君　　星　　北斗君
本田　顕子君　　牧野たかお君
松下　新平君　　松山　政司君
宮沢　洋一君　　宮本　周司君
山下　雄平君　　山田　　宏君
山本　啓介君　　山本　順三君
若井　敦子君　　脇　　雅昭君
青木　　愛君　　石橋　通宏君
打越さく良君　　鬼木　　誠君
岸　真紀子君　　熊谷　裕人君
櫻井　　充君　　自見はなこ君
進藤金日子君　　鈴木　大地君
高橋はるみ君　　鶴保　庸介君
寺田　　静君　　永井　　学君
中西　祐介君　　西田　英範君
野村　哲郎君　　長谷川　　岳君
馬場　成志君　　福岡　資麿君
藤井　一博君　　藤木　眞也君
古川　俊治君　　堀井　　巌君
舞立　昇治君　　松川　るい君
松村　祥史君　　三原じゅん子君
宮本　和宏君　　森　まさこ君
山田　太郎君　　山谷えり子君
山本佐知子君　　吉井　　章君
若林　洋平君　　渡辺　猛之君
石垣のりこ君　　泉　　房穂君
小沢　雅仁君　　勝部　賢志君
木戸口英司君　　郡山りょう君
古賀　千景君　　古賀　之士君
小島とも子君　　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　　塩村あやか君
柴　　愼一君　　杉尾　秀哉君
高木　真理君　　田島麻衣子君
田名部匡代君　　辻元　清美君
徳永　エリ君　　長浜　博行君
羽田　次郎君　　広田　　一君
福士　珠美君　　牧山ひろえ君
三上　えり君　　水岡　俊一君
村田　享子君　　森　ゆうこ君
森本　真治君　　山内佳菜子君
横沢　高徳君　　吉川　沙織君
吉田　忠智君　　蓮　　舫君
足立　康史君　　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　　伊藤　辰夫君
上田　清司君　　牛田　茉友君
江原くみ子君　　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　　川合　孝典君
後藤　　斎君　　小林さやか君
榛葉賀津也君　　竹詰　　仁君
田村　まみ君　　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　　芳賀　道也君
浜口　　誠君　　浜野　喜史君
原田　秀一君　　平戸　航太君
舟山　康江君　　水野　孝一君
山田　吉彦君　　秋野　公造君
石川　博崇君　　伊藤　孝江君
上田　　勇君　　川村　雄大君
窪田　哲也君　　佐々木雅文君
里見　隆治君　　下野　六太君
杉　　久武君　　高橋　光男君
竹内　真二君　　竹谷とし子君
谷合　正明君　　司　　隆史君
西田　実仁君　　原田大二郎君
平木　大作君　　三浦　信祐君
宮崎　　勝君　　横山　信一君
青島　健太君　　浅田　　均君
石井　苗子君　　石井めぐみ君
猪瀬　直樹君　　上野ほたる君
岡崎　　太君　　嘉田由紀子君
片山　大介君　　金子　道仁君
串田　誠一君　　佐々木りえ君
柴田　　巧君　　石　　平君
高木かおり君　　中条きよし君
新実　彰平君　　松沢　成文君
松野　明美君　　安達　悠司君
安藤　　裕君　　岩本　麻奈君
梅村みずほ君　　大津　　力君
神谷　宗幣君　　後藤　翔太君
櫻井　祥子君　　塩入　清香君
杉本　純子君　　中田　優子君
初鹿野裕樹君　　松田　　学君
宮出　千慧君　　山中　　泉君
北村　晴男君　　百田　尚樹君
安野　貴博君　　尾辻　朋実君
齊藤健一郎君　　ながえ孝子君
平山佐知子君　　福山　哲郎君
望月　良男君

反対者氏名　一六名

岩渕　　友君　　吉良よし子君
小池　　晃君　　白川　容子君
大門実紀史君　　仁比　聡平君
山添　　拓君　　伊勢崎賢治君
大島九州男君　　奥田ふみよ君
木村　英子君　　天畠　大輔君
伊波　洋一君　　高良　沙哉君
福島みずほ君　　ラサール石井君

日程第四　国旗の損壊等の処罰に関する法律案
（衆議院提出）
賛成者氏名
一六一名
青木　一彦君　赤松　健君　石川　博崇君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　伊藤　孝江君
阿達　雅志君　有村　治子君　上田　勇君
生稲　晃子君　石井　準一君　川村　雄大君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　窪田　哲也君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　佐々木雅文君
猪口　邦子君　今井絵理子君　里見　隆治君
岩本　剛人君　いんどう周作君　杉　久武君
上野　通子君　臼井　正一君　下野　六太君
江島　潔君　大家　敏志君　竹内　真二君
岡田　直樹君　小川　克巳君　谷合　正明君
越智　俊之君　小野田紀美君　司　隆史君
加田　裕之君　片山さつき君　西田　実仁君
加藤　明良君　かまやち敏君　平木　大作君
神谷　政幸君　北村　経夫君　宮崎　勝君
木村　義雄君　見坂　茂範君　岩渕　友君
上月　良祐君　古賀友一郎君　上野　通子君
古庄　玄知君　小林　一大君　臼井　正一君
小林孝一郎君　こやり隆史君　大家　敏志君
酒井　庸行君　櫻井　充君　小川　克巳君
佐藤　啓君　自見はなこ君　小野田紀美君
清水　真人君　進藤金日子君　片山さつき君
末松　信介君　鈴木　大地君　かまやち敏君
鈴木　宗男君　高橋はるみ君　北村　経夫君
滝波　宏文君　鶴保　庸介君　見坂　茂範君
出川　桃子君　寺田　静君　木村　義雄君
友納　理緒君　永井　学君　古賀友一郎君
中曽根弘文君　中西　祐介君　小林　一大君
西田　昌司君　西田　英範君　こやり隆史君
野上浩太郎君　野村　哲郎君　櫻井　充君
橋本　聖子君　長谷川　岳君　自見はなこ君
長谷川英晴君　馬場　成志君　進藤金日子君
東野　秀樹君　福岡　資麿君　鈴木　大地君
福山　守君　藤井　一博君　高木かおり君
藤川　政人君　藤木　眞也君　石　平君
船橋　利実君　古川　俊治君　中条きよし君
星　北斗君　堀井　巌君　松沢　成文君
本田　顕子君　舞立　昇治君　安達　悠司君
牧野たかお君　松川　るい君　岩本　麻奈君
松下　新平君　松村　祥史君　大津　力君
松山　政司君　三原じゅん子君　後藤　翔太君
宮沢　洋一君　宮本　和宏君　塩入　清香君
宮本　周司君　森　まさこ君　中田　優子君
山下　雄平君　山田　太郎君　松田　学君
山田　宏君　山谷えり子君　山中　泉君
山本　啓介君　山本佐知子君　百田　尚樹君
山本　順三君　吉井　章君　望月　良男君
若井　敦子君　若林　洋平君
脇　雅昭君　渡辺　猛之君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浜口　誠君　浜野　喜史君
原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君
山田　吉彦君　青島　健太君
浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君

反対者氏名
八一名
青木　愛君　石垣のりこ君　高木かおり君
石橋　通宏君　泉　房穂君　新実　彰平君
打越さく良君　小沢　雅仁君　松沢　成文君
鬼木　誠君　勝部　賢志君　松野　明美君
岸　真紀子君　木戸口英司君　安藤　裕君
熊谷　裕人君　郡山りょう君　梅村みずほ君
古賀　千景君　古賀　之士君　神谷　宗幣君
小島とも子君　小西　洋之君　櫻井　祥子君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　初鹿野裕樹君
柴　愼一君　杉尾　秀哉君　杉本　純子君
高木　真理君　田島麻衣子君　中田　優子君
田名部匡代君　辻元　清美君　松田　学君
徳永　エリ君　長浜　博行君　宮出　千慧君
羽田　次郎君　広田　一君　北村　晴男君
福士　珠美君　牧山ひろえ君　平山佐知子君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森　ゆうこ君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　舫君

日程第五　電気事業法の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二二七名
青木　一彦君　赤松　健君　秋野　公造君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　伊藤　孝江君
阿達　雅志君　有村　治子君　伊勢崎賢治君
生稲　晃子君　石井　準一君　大島九州男君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　奥田ふみよ君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　木村　英子君
猪口　邦子君　今井絵理子君　天畠　大輔君
岩本　剛人君　いんどう周作君　伊波　洋一君
上野　通子君　臼井　正一君　安野　貴博君
江島　潔君　大家　敏志君　ラサール石井君
秋野　公造君　石川　博崇君　ながえ孝子君
伊藤　孝江君　上田　勇君　福島みずほ君
川村　雄大君　窪田　哲也君　齊藤健一郎君
佐々木雅文君　里見　隆治君　福山　哲郎君
下野　六太君　杉　久武君
高橋　光男君　竹内　真二君
竹谷とし子君　谷合　正明君
司　隆史君　西田　実仁君
原田大二郎君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
横山　信一君　岩渕　友君
吉良よし子君　小池　晃君
白川　容子君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山添　拓君

岡田　直樹君
越智　俊之君
加田　裕之君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　　啓君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
滝波　宏文君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　　宏君

小川　克巳君
小野田紀美君
片山さつき君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋はるみ君
鶴保　庸介君
寺田　　静君
永井　　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君

山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　　雅昭君
青木　　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
上田　清司君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　　誠君
原田　秀一君

山本佐知子君
吉井　　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　　仁君
堂込麻紀子君
浜野　喜史君
平戸　航太君

舟山　康江君
山田　吉彦君
石川　博崇君
上田　　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
北村　晴男君
安野　貴博君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月　良男君

水野　孝一君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　　学君
山中　　泉君
百田　尚樹君
尾辻　朋実君
ながえ孝子君
福山　哲郎君

反対者氏名　一六名

岩渕　　友君
小池　　晃君
大門実紀史君
山添　　拓君
伊勢崎賢治君
大島九州男君
木村　英子君
伊波　洋一君
高良　沙哉君
ラサール石井君

吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
高良　沙哉君
櫻井　　充君
自見はなこ君
進藤金日子君

日程第六　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名　一三八名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
朝日健太郎君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
小野田紀美君
片山さつき君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　　充君
自見はなこ君
進藤金日子君

赤松　　健君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
加田　裕之君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　　啓君
清水　真人君

末松　信介君
鈴木　宗男君
滝波　宏文君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　雅昭君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君

鈴木　大地君
高橋はるみ君
鶴保　庸介君
寺田　静君
永井　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君

高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
北村　晴男君
尾辻　朋実君
平山佐知子君

中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
百田　尚樹君
齊藤健一郎君
望月　良男君

反対者氏名

一〇四名

青木　愛君
石垣のりこ君
石橋　通宏君
泉　房穂君
打越さく良君
小沢　雅仁君
鬼木　誠君
勝部　賢志君
岸　真紀子君
木戸口英司君
熊谷　裕人君
郡山りょう君
古賀　千景君
古賀　之士君
小島とも子君
小西　洋之君
斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
長浜　博行君
羽田　次郎君
広田　一君
福士　珠美君
牧山ひろえ君
三上　えり君
水岡　俊一君
村田　享子君
森　ゆうこ君
森本　真治君
山内佳菜子君
横沢　高徳君
吉川　沙織君

吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
上田　清司君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
山田　吉彦君
石川　博崇君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
大島九州男君
木村　英子君
高良　沙哉君
福島みずほ君
ながえ孝子君

蓮　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
安野　貴博君
ラサール石井君
福山　哲郎君

日程第七　皇室典範等の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

一八四名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
小野田紀美君
片山さつき君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　充君
佐藤　啓君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
滝波　宏文君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君

赤松　健君
朝日健太郎君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
小野田紀美君
片山さつき君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋はるみ君
鶴保　庸介君
寺田　静君
永井　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君

長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君

馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君

杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　横山　信一君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　安野　貴博君　齊藤健一郎君　福山　哲郎君

高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　尾辻　朋実君　平山佐知子君　望月　良男君

反対者氏名

五七名

青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君

石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君

小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　村田　享子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　大島九州男君　木村　英子君　伊波　洋一君　福島みずほ君　ながえ孝子君

小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　伊勢崎賢治君　奥田ふみよ君　天畠　大輔君　高良　沙哉君　ラサール石井君